

京田辺市国土強靭化地域計画

令和 2 年 7 月策定
(令和 7 年 9 月改訂)

京田辺市

目 次

はじめに	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	2
第1章 京田辺市国土強靭化地域計画の基本的な考え方	3
1 基本目標	3
2 京田辺市国土強靭化地域計画を推進する上での基本的な方針	3
第2章 京田辺市の地域特性等	5
1 京田辺市の地勢	5
2 地形の概況	5
3 気象状況	5
4 地質の概況	7
5 交通条件	8
第3章 脆弱性評価及び国土強靭化の推進方針	9
1 想定するリスク	9
2 京田辺市における「起きてはならない最悪の事態」	25
3 現状と課題及び施策の推進方針	27
4 国土強靭化に向けた取組み	76
第4章 計画の推進・見直し	80

はじめに

1 策定の趣旨

近年、気候変動等に伴いこれまでに経験したことのない豪雨等による土砂災害・風水害が増加している。また、南海トラフ地震等が遠くない将来に発生する可能性があると予測されていることや東日本大震災及び熊本地震で発生した甚大な被害等から得られた教訓を踏まえて、これまでの想定を上回る災害リスクへの対応が求められている。そのため、従来の防災・減災のあり方を見直し、総合的な防災・減災対策に取り組むことが急務となっている。

また、長年にわたって築かれてきた生活や経済の基盤である社会資本の老朽化対策が極めて大きな課題となる時期を今後迎えることから、これによって社会生活や経済が機能不全に陥ることのないように、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に進めることも急務である。

こうした中、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくりに向け、国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成25年法律第95号）」（以下、「強靭化基本法」という。）が公布・施行され、平成26年6月には、強靭化基本法第10条に定める「国土強靭化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定された。国は、国土強靭化推進本部を設置し、強くしなやかな国民生活の実現を図る国土強靭化の取組みを推進することとしており、令和5年7月28日に近年の災害の知見や施策の進捗状況を踏まえ、国土強靭化基本計画の変更を行っている。合わせて、京都府においても、平成28年11月に国土強靭化地域計画が策定されている。その後、令和3年3月に近年の災害や新たなリスクから得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化、国の動向なども踏まえ、国土強靭化地域計画の変更を行っている。

本市は、このような国や京都府の取組みに合わせて、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、市民、京都府及び国、事業者等とともに強靭で安心・安全な地域づくりを進めていくため、京田辺市国土強靭化地域計画を策定することとする。

なお、本計画が今後の研究成果や国における議論等を踏まえたものとなるよう、適宜見直しを行っていくものとする。

2 計画の位置づけ

京田辺市国土強靭化地域計画は、強靭化基本法第13条に規定する国土強靭化地域計画として策定するものであり、京田辺市の国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるべきものとして位置づけるものである。

そのため、策定に当たっては、市政運営の指針である「京田辺市総合計画まちづくり計

ラン」及び「京田辺市地域防災計画」との調和を図ることとする。

3 計画期間

「京田辺市総合計画まちづくりプラン」の計画期間とあわせ、令和9年度までの4年間とする。

第1章 京田辺市国土強靭化地域計画の基本的な考え方

1 基本目標

災害は、それを迎え撃つ社会の在り方によって被害の状況が大きく異なるものであることから、市民生活及び経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等（以下「大規模自然災害等」という。）の様々な危機を直視して、平時から備えることが重要である。

そこで、いかなる災害が発生しても、「強さ」と「しなやかさ」を持った安心・安全な地域・経済社会が構築されるよう、次の4点を基本目標として本計画を推進することとする。

- ① 人命の保護が最大限に図られること。
- ② 京田辺市内の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること。
- ③ 京田辺市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- ④ 迅速な復旧復興に資すること。

2 京田辺市国土強靭化地域計画を推進する上での基本的な方針

事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくりという国土強靭化の理念を踏まえるとともに、京都府内で3年連続して発生した大規模な浸水被害のほか、東日本大震災、平成26年8月豪雨に伴う広島土砂災害、平成27年9月関東・東北豪雨に伴う鬼怒川決壊、平成28年熊本地震等をはじめとする過去の災害から得られた教訓を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

（1）国土強靭化の取組姿勢

- ・ 激甚化する土砂災害・風水害、切迫する巨大地震に対し、国、府、市の一層の連携強化を図るとともに、市民への情報提供・避難体制の強化等を継続的に推進すること。
- ・ 京田辺市の強靭性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組みにあたること。
- ・ 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組みにあたること。
- ・ 京田辺市のあらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。

（2）適切な施策の組み合わせ

- ・ 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と、災害対応体制や避難体制の確保、訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。

- ・ 行政と事業者や市民が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ・ 非常に防災・減災等の効果を發揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

（3）効率的な施策の推進

- ・ 社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、効率的で効果的な財政運営に配慮して施策の重点化を図ること。
- ・ 災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進すること。
- ・ 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ・ 限られた資金を最大限に活用するため、PPP／PFIによる民間資金の積極的な活用を図ること。
- ・ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ・ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。
- ・ 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

（4）地域の特性に応じた施策の推進

- ・ 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靭化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ・ 女性、高齢者、こども、障がいのある人、外国人のほか、観光客その他の来訪者にも十分配慮して施策を講じること。
- ・ 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

第2章 京田辺市の地域特性等

1 京田辺市の地勢

山城盆地（京都盆地）の南部に位置し、市域は南北 10.9km、東西 5.5km で、面積は 42.92 km²である。

東は、木津川をはさんで、城陽市、井手町に接し、西は生駒山系北端の甘南備山系により、大阪府枚方市、奈良県生駒市と境を分かち、北は八幡市、南は精華町と接している。

また、京田辺市は、京都府・大阪府・奈良県にまたがる京阪奈丘陵において建設が進められている関西文化学術研究都市の北東部分に位置し、人口 70,250 人（令和 2 年 1 月 1 日現在）を擁する、山城南部一帯の行政・経済・文化の中心地となっている。

2 地形の概況

生駒山系に連なる甘南備丘陵（標高 202m）の山麓から、南北にかけて扇状に城南平野として広がっており、市全体が東に傾斜している。この城南平野を形成した木津川が京田辺市東端を流れ、西部の生駒山系を水源とする市内の河川は、すべて木津川に流入している。市内の約 30 河川のうちの一部は南山城地方特有の「天井川」を形成している。

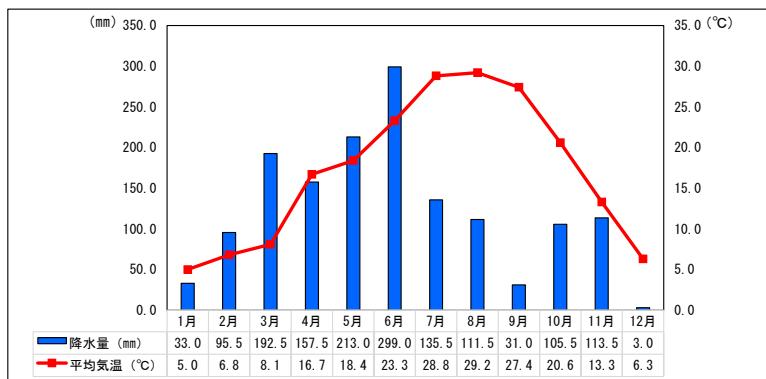
木津川上流の山地は花崗岩砂が多く、木津川市以北の下流部の氾濫原では河床が高いため自然堤防も発達している。また木津川は、山城 3 河川の中でも傾斜が最もゆるく、富野荘～八幡間の平均勾配は 1/1200 程度である。

旧来、集落は木津川の氾濫を避けるため、扇状地等に形成されてきたが、最近では大規模な住宅開発等により丘陵地の人工改変が顕著である。

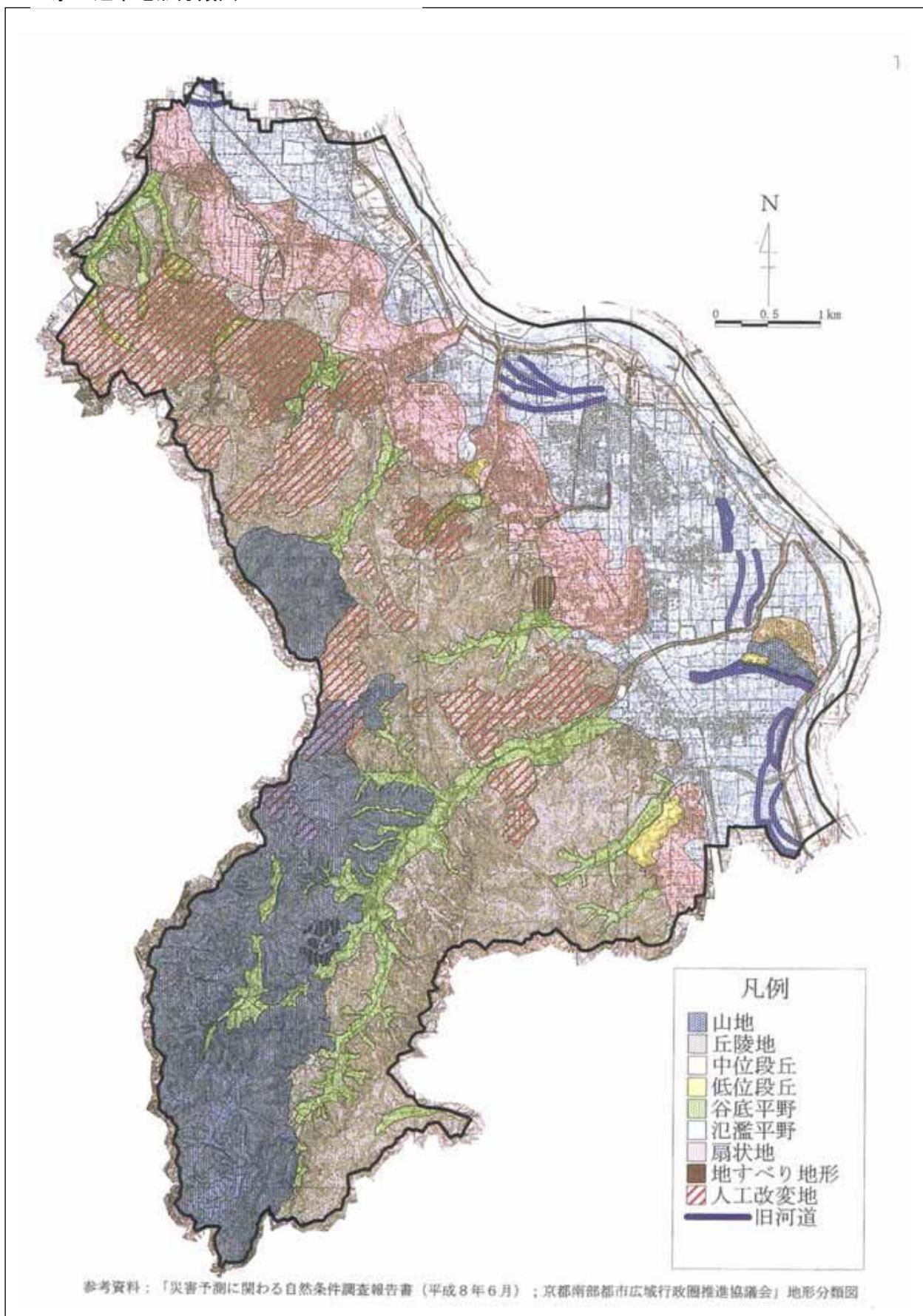
3 気象状況

主として表日本型の気象の特色を有し、温暖で冬は雨量が少なく、春先から梅雨期にかけては、降水量が増加することがある。

■気象の状況（令和 6 年） 出典：気象庁



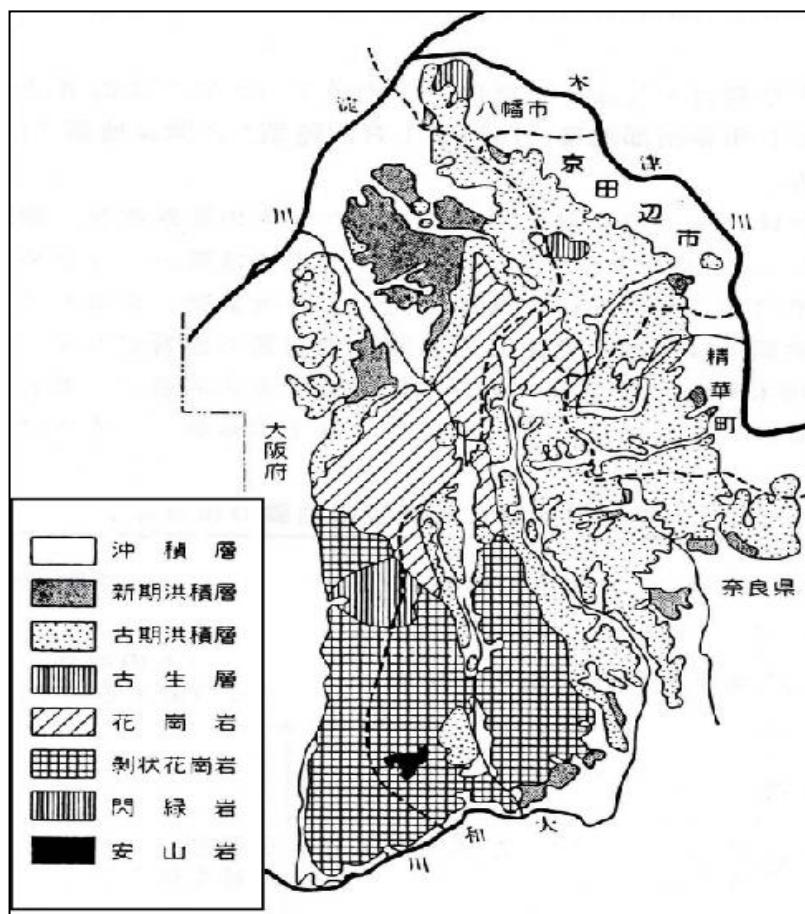
■京田辺市地形分類図



4 地質の概況

周辺の地質は、下図に示すとおりである。生駒山地の背骨は花崗岩で形成されており、山地の南端の峠付近や信貴山には、安山岩や玄武岩の岩脈もみられる。また、北部の甘南備山と男山の石清水付近にはわずかながら古生層がみられる。生駒山地東斜面の緩傾斜地、京田辺市西部の甘南備丘陵は、大阪層群とよばれている洪積層の砂や粘土や礫などによつて構成されたやわらかい地層である。この洪積層の東側木津川沿岸は、木津川によって形成された沖積層である。

■生駒山地の地質図



5 交通条件

(1) 道路

主要な幹線道路としては、東西に国道 307 号、府道生駒井手線、南北に京奈和自動車道と府道八幡木津線が通っており、京阪神方面へ向かう京都府南部における交通の結節点となっている。

また、府道八幡木津線のバイパスとして建設が進められていた山手幹線は、平成 30 年 3 月に市内全線が開通し、木津川左岸地区の南北主軸道路としての役割が期待されている。

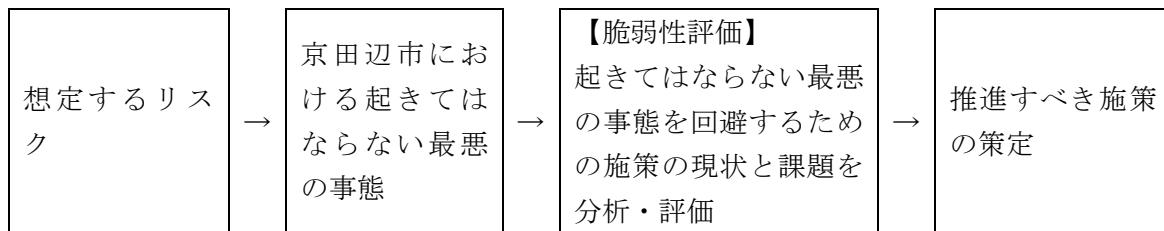
さらに、平成 15 年（2003 年）に第二京阪道路が一部開通し、平成 22 年（2010 年）3 月には全線開通したことにより大阪方面へのアクセスが一層向上した。また、新たな国土軸となる新名神高速道路の城陽～八幡京田辺間が平成 29 年（2017 年）4 月に開通し、京都府南部のみならず近畿の交通結節点としての役割が期待される。

(2) 鉄道

市域には JR 片町線（学研都市線）と近鉄京都線がある。2 つの鉄道線は、市域中～南部においては市域のほぼ中央部を南北に縦断し、北部においては JR 線が東西方向に、近鉄線は南北方向にそれぞれ通っている。市域内の鉄道駅としては、JR 片町線（学研都市線）が 5 駅（松井山手駅、大住駅、京田辺駅、同志社前駅、JR 三山木駅）、近鉄京都線が 4 駅（新田辺駅、興戸駅、三山木駅、近鉄宮津駅）ある。

第3章 脆弱性評価及び国土強靭化の推進方針

強靭化基本法の趣旨を踏まえ、国土強靭化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価(以下「脆弱性評価」という。)を次の枠組及び手順により行った。



1 想定するリスク

市民生活及び経済への影響にかんがみ、発生すれば甚大な被害が生じる地震（生駒断層地震、南海トラフ地震）、近年頻発している豪雨等による土砂災害・風水害等の大規模自然災害並びにこれらに起因する有害物質の拡散・流出等の二次災害を想定するリスクとし、被害想定等を次のとおり提示する。

地震

(1) 地震のタイプ

一般に、地震のタイプは発生原因別に分類して、①内陸型の地震、②海溝型の地震、③火山性地震の3つに大別される。

- ① 内陸型の地震：活断層の活動によって発生する地震
- ② 海溝型の地震：海溝付近に位置するプレート境界付近で発生する地震
- ③ 火山性の地震：火山活動時のマグマの活動で発生する地震

日本国内で大きな被害を及ぼす地震は、①内陸型の地震と②海溝型の地震が多く、内陸型の例として兵庫県南部地震（1995年1月）や新潟県中越地震などが、また海溝型の例として関東地震（1923年9月）、東北地方太平洋沖地震（2011年3月）などが挙げられ、いずれも大災害を引き起こしている。

地震による揺れは、地下の岩盤にずれが生じたときの衝撃波が、地震波として地盤を伝搬する際に生じる。内陸型の地震と海溝型の地震では震源の深さや揺れを及ぼす範囲が異なり、内陸型の地震では地下の浅部で発生し、地震動の影響が及ぶ範囲が狭いのに対し、海溝型の地震では深部で発生し広範囲に地震動の影響が及ぶ。ただし、内陸型の地震は地下数10km未満の比較的浅いところに位置する活断層の活動によって生じるため、狭い範囲に甚大な被害を与えることがあり、「直下型地震」とも呼ばれている。

■内陸型の地震と海溝型の地震の相違点

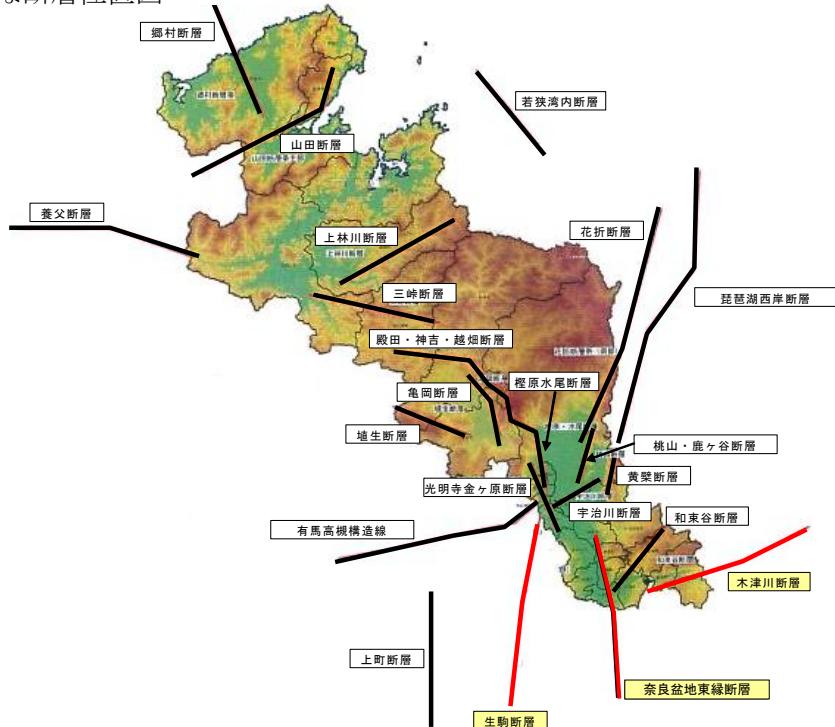
地 震 特 徴	内陸型の地震	海溝型の地震
震 源 位 置	・地下数10km未満の活断層	・プレートの境界、海洋の海溝下に位置することが多い
揺れを及ぼす範 囲	・狭い	・広い
被 害 の 特 徴	・震央付近を中心に甚大な被害を与える。	・広範囲に被害を与える。 ・津波を伴うことがある。
主 な 地 震 例	・濃尾地震（1891年10月） ・北丹後地震（1927年3月） ・福井地震（1948年6月） ・兵庫県南部地震（1995年1月） ・新潟県中越地震（2004年10月） ・熊本地震（2016年4月）	・関東地震（1923年9月） ・南海地震（1946年12月） ・日本海中部地震（1983年5月） ・北海道南西沖地震（1993年7月） ・東北地方太平洋沖地震（2011年3月）

(2) 京田辺市周辺の活断層分布状況

過去に京田辺市及びその周辺に被害をもたらした地震の震源をみると、内陸部に震源をもっているものがほとんどである。このことから、京田辺市においては海溝型地震（海溝付近に位置するプレート境界付近で発生する地震）よりも内陸型地震（活断層の活動によって発生する地震）のほうが危険性が高いといえる。

京都府による地震被害想定調査では、地震調査研究推進本部など国の専門機関をはじめとする最新の知見に基づいた評価を行い、京都府内に影響を及ぼす地震として、京都府及び周辺地域に認められる以下の22の活断層に南海トラフ地震を加えた23の震源を選定し、それぞれの震源における地震規模とそれに伴う府内の震度及び建物・人的被害が想定されている。

■京都府周辺の主要な断層位置図



■京都府に影響を及ぼす主な想定地震

番号	対象震源断層	断層延長 (km)	地震の規模 (M)	番号	対象震源断層	断層延長 (km)	地震の規模 (M)		
1	花折断層	花折断層(北部・中南部)	47	7.5	13	郷村断層	34	7.4	
2		桃山-鹿ヶ谷断層	11	6.6	14	上町断層	42	7.5	
3	黄檗断層	10	6.5	15	生駒断層	38	7.5		
4	奈良盆地東縁断層帯	35	7.5	16	琵琶湖西岸断層帯	55	7.7		
5	西山断層帯	亀岡断層	13	6.7	17	有馬高槻構造線	有馬-高槻断層帯	34	7.2
6		櫻原-水尾断層	15	6.6	18		宇治川断層	10	6.5
7		殿田-神吉-越畑断層	31.5	7.2	19	木津川断層	19	7.3	
8		光明寺-金ヶ原断層	15	6.8	20	埴生断層	17	6.9	
9	三峠断層	26	7.2	21	養父断層	35	7.4		
10	上林川断層	26	7.2	22	和束谷断層	14	6.7		
11	若狭湾内断層	18	6.9	23	南海トラフ地震	—	9.0		
12	山田断層	33	7.4						

(3) 過去の地震被害

京田辺市に影響が及んだ大規模な地震としては、昭和 11 年（1936 年）2 月 21 日の河内・大和地震と平成 7 年（1995 年）1 月 17 日の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）がある。

河内・大和地震では、興戸地区の丘陵地で亀裂が生じた記録が残されており、兵庫県南部地震では、建物の半壊（1 棟）や一部損壊等の被害が報告されている。

「新編 日本被害地震総覧（1996）；東京大学出版会」より抽出した京田辺市周辺のおもな地震被害履歴を以下に示す。

■京田辺市周辺の主な地震被害履歴（1）

番号	年号 西暦	震央地名	マグニチュード	被害状況
1	天長 4 年 827 年	京都	6.5～7.0	舎屋多く潰れ余震が翌年 6 月まであった。
2	天慶元年 938 年	京都・紀伊	7.0	宮中の内膳司頽れ死者 4 人、その他東西両京の舎屋、築垣倒れるもの多く、堂塔仏像も多く倒れる。高野山の諸伽藍破壊。堂塔は転倒しなかった。
3	貞元元年 976 年	山城・近江	6.7 以上	宮城諸司・両京屋舎転倒多く、諸寺院に被害大。死者 50 以上。また近江国分寺の大門倒れ仁王像破損、閻寺（大津市）の大仏破損。国府庁以下雑屋 30 余倒れる。
4	康和元年 1099 年	南海道・畿内	8.0～8.3	興福寺西金堂・塔小破、大門と廻廊が倒れた。摂津天王寺廻廊倒る。土佐で田千余町みな海に沈む。「近衛家文書」によると木曽川下流の鹿取・野代の地が「空変海塵」の状態となつたが数十年後に漸く陸地となり開作可能となつた。
5	文治元年 1185 年	近江・山城・大和	7.4	京都の震害とくに大。なかでも白河辺の被害大きく、閑院の皇居棟折け、釜屋以下転倒、西廊倒れ、法勝寺の九輪塔大破し倒潰同様、その他寺院でも堂塔破潰す。民家や築垣の倒潰破損多く、築垣は東西面が倒潰多く南北面はすこぶる残るという。死者多く、宇治橋落つ。渡橋中の 10 人川に落ち 1 人溺死。比叡山の諸建物の倒潰、傾くもの多く、三井寺・醍醐寺・唐招提寺にも被害。琵琶湖の水北流し水減ず。のちに旧に復す。近江で田 3 町地裂け淵となる。
6	文保元年 1317 年	京都	6.5～7.0	1 月 3 日辰あるいは巳刻に京都に強震。東寺の塔の九輪折れ傾き寺内の灌頂院破損し多くの余震を伴つたが 1 月 5 日大地震となる。白河辺の人家悉く潰れ死 5 人。法勝寺・法成寺の堂宇門楼傾き倒れる。5 日未の刻に清水寺火を発し塔と鐘楼を焼く。
7	宝徳元年 1449 年	山城・大和	5.75～6.5	京都の仙洞御所傾き、東寺では築地崩れ、南大門など破損。洛中の堂塔、築地の被害多く、東山・西山でところどころ地裂け、奈良興福寺の築地悉く崩る。若狭街道長坂の辺で山崩れ、人馬多く死す。淀大橋 3 間、桂橋 2 間落ちる。
8	慶長元年 1596 年	京都及び畿内	7.5±0.75	京都三条より伏見に至る間の被害多く、伏見城の天守大破、石垣崩れ、上臈 73 人・仲居下女 500 余人死。『地震加藤』で有名。京都では東寺・天童寺・大覚寺・二尊院倒潰、民家の倒潰も多く、死傷も多かった。堺で死 600 余、家屋倒潰多し。高野山では大塔の九輪の四方の鎖が切れたという。奈良では唐招提寺で戒壇・僧堂など倒れる。法隆寺・海幢寺・興福寺など破損。大阪・神戸でも潰家きわめて多く、近江の栗田郡葉山村も潰家・死者が多かった。

出典：「新編 日本被害地震総覧（1996）；東京大学出版会」

■京田辺市周辺の主な地震被害履歴(2)

番号	年号 西暦	震央地名	マグニチュード	被害状況
9	寛文2年 1662年	山城・大和 河内・和泉 摂津・丹後 若狭・近江 美濃・伊勢 駿河・三河 信濃	7.25～7.6	比良岳付近の被害が甚大。唐崎・志賀両郡1万4,800石のうち田畠85町ゆり込み（湖中にか？）潰家1,570。大溝で潰家1,020余（95%以上か？）死37。彦根で潰家1,000、死30余。朽木谷付近では比良岳の山崩れにより谷が埋め丘となる。滋賀郡倉川の榎村は総戸数50で、死300余。所川村（朽木谷上流で南へ2里）では戸数50、人口300余で死260余。生存37、他は不明で、家は皆地下に埋没したという。京都で町屋倒潰1,000死200余ともいう。六地蔵・鞍馬で山崩れ。向島の堤300間途切れうち46～47間は地中へ4～5尺ゆり込む。彦根・膳所・亀山・小浜・篠山・桑名・高須・大阪・水口・伏見・高槻・岸和田・淀（山城）・尼ヶ崎などの諸城では石垣・櫓塀・多門などにさまざまな被害あり小浜で城の櫓・多門・石垣・蔵・家中侍屋敷・町屋まで破損。三方断層の西側三方五湖の久々子湖で約3m、水月湖東部氣山川河口で3～4.5m隆起した。
10	天保元年 1830年	京都及び隣国	6.5±0.2	烈震地域は京都市内に限られる。洛中洛外の土蔵で被害を受けないものはなかったが、民家の倒壊は千に一つもなかったという。京都での死280、傷1,300、伏見では町屋の倒壊あり。宇治橋半ば落つ。大津では死1、傷3、潰家6。三井寺は障りなしという。有感範囲は紀伊・伊勢・大垣・米見・因幡・丹後・美作・四国にまで及んだ。
11	昭和2年 1927年	京都府西北部 北丹後地震	7.3	被害は丹後半島の頸部が最も激しく、その他淡路島の北半で土壌の崩壊、家屋の小破。大阪の鶴町で道路の地割れから泥水を噴出し浸水家屋あり。鳥取市で傷1、米子で家屋倒壊2、破損2。また、滋賀・岡山・福井・徳島・三重・香川・奈良各県で小被害があった。京田辺市周辺の震度はV。
12	昭和11年 1936年	大和・河内 河内大和地震	6.4	奈良・大阪両府県の境で振動が強かった。全壊家屋が少なく、特に被害の集中した町村はない。京田辺市周辺の震度はIV～V。
13	昭和21年 1946年	南海道沖 南海地震	8.0	被害は中部地方から九州にまで及んだ。全体で死1,330、傷2,632、不明10、家屋全壊11,591、半壊23,487、流失1,451、浸水33,093、焼失2,598。京田辺市周辺の震度はIV。
14	昭和27年 1952年	奈良県中部 吉野地震	6.8	大阪・京都・兵庫・奈良・滋賀で被害大。京都府の被害は死1、傷20、住家全壊5、半壊10、破損8。和歌山・愛知・三重・岐阜・石川の各県でも小被害があった。奈良春日社の石灯籠の約1,600のうち650が倒壊した。震源がやや深いために、被害のあった区域が広くなっている。京田辺市周辺の震度はIV。
15	昭和43年 1968年	京都中南部	5.6	綾部市で住家半壊1、一部破損1、和知町周辺で落石・道路の亀裂などの小被害。
16	平成7年 1995年	淡路島付近 兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	7.2	本地震では地震災害としてあげられる全ての被害事象が発生した。火災・液状化による被害建物・ライフラインの被害道路・鉄道の被害などが顕著であった。 被害概要：死者 6,308人（消防庁調べ） 負傷者 約41,500人 家屋全壊 103,385棟、建物半壊 127,873棟 火災数 531件 被害額（概算） 約96,000億円 京田辺市周辺の震度はIV～V。市内の被害は住宅15棟（半壊1棟、一部損壊14棟）、非住宅（公共建物、その他）7棟、文教施設7箇所、建物以外の被害17個である。

出典：「新編 日本被害地震総覧(1996)；東京大学出版会」

（4）想定地震の設定について

【生駒断層地震】

平成 20 年度に京都府が実施した「京都府地震被害想定調査」によれば、京田辺市に大きな地震動が及び甚大な被害を及ぼすと想定されているのは「生駒断層」、「奈良盆地東縁緑断層帯」及び「木津川断層」を震源とする地震であり、このうち、「生駒断層」を震源とする地震が発生した場合には、地震規模は $M=7.5$ 、市域では最大震度 7 に達すると想定されている。

① 推定震度

「生駒断層」を震源とするマグニチュード 7.5 の地震が発生した場合、木津川沿いの低平地では最大震度 7 ~ 6 強、市南部の山地及び丘陵地やその他の地域でも震度 6 強から 6 弱の揺れが想定される。

② 液状化危険度

本市内において液状化する危険性が高い地域は、木津川や普賢寺川周辺の氾濫平野及び扇状地、谷底平野に分布しており、本市の市街地・集落の多くが液状化の発生する可能性のある地域に立地している。

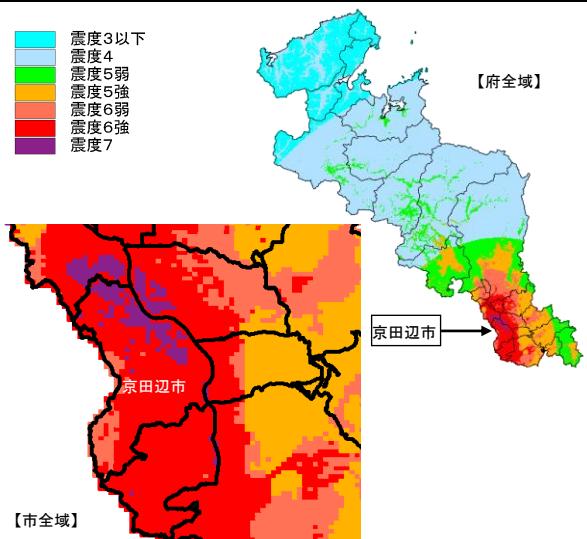
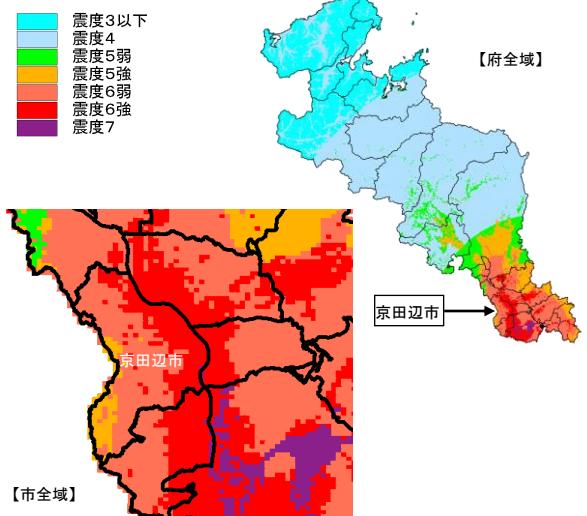
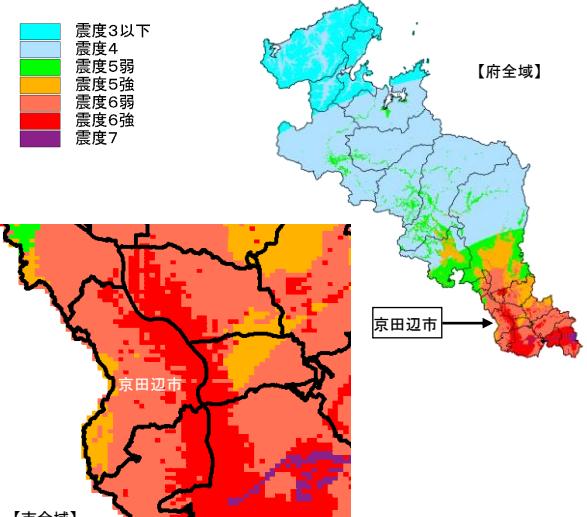
③ 建物被害

建物被害は約 8,170 棟に及び、そのうち約 3,600 棟は全壊、約 4,200 棟は半壊、約 370 棟は焼失に至ることが想定される。なお、全壊する建築物の多くは昭和 56 年以前の旧耐震基準により建築された木造建築物であると予想される。

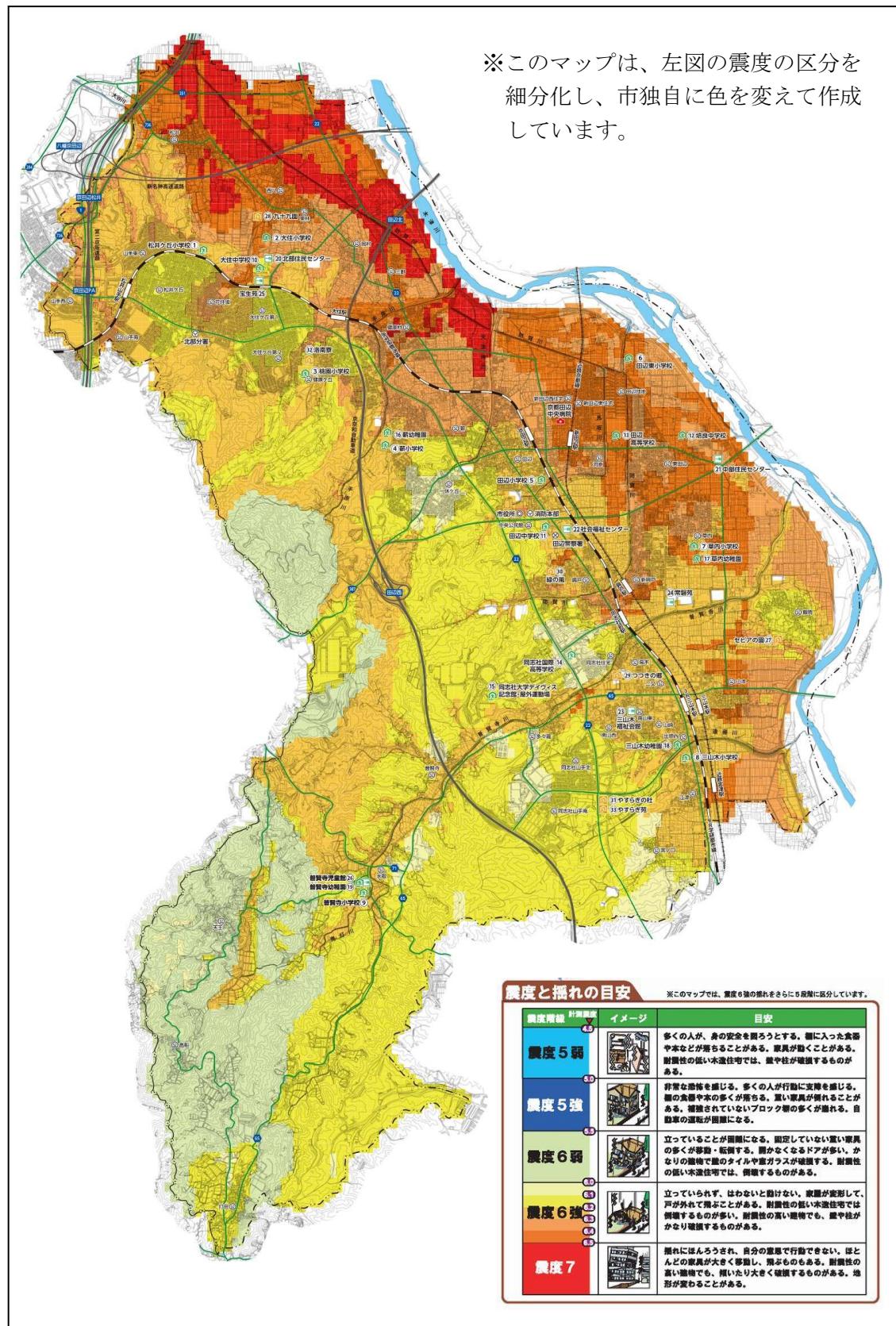
④ 人的被害、り災者、避難者

住宅の倒壊や火災による死者数は約 110 人、また、負傷者数も約 920 人に及び、総人口の約半数近く約 9,300 人が、住宅の被害等により一時的に避難所へ避難する事態となることが想定されている。

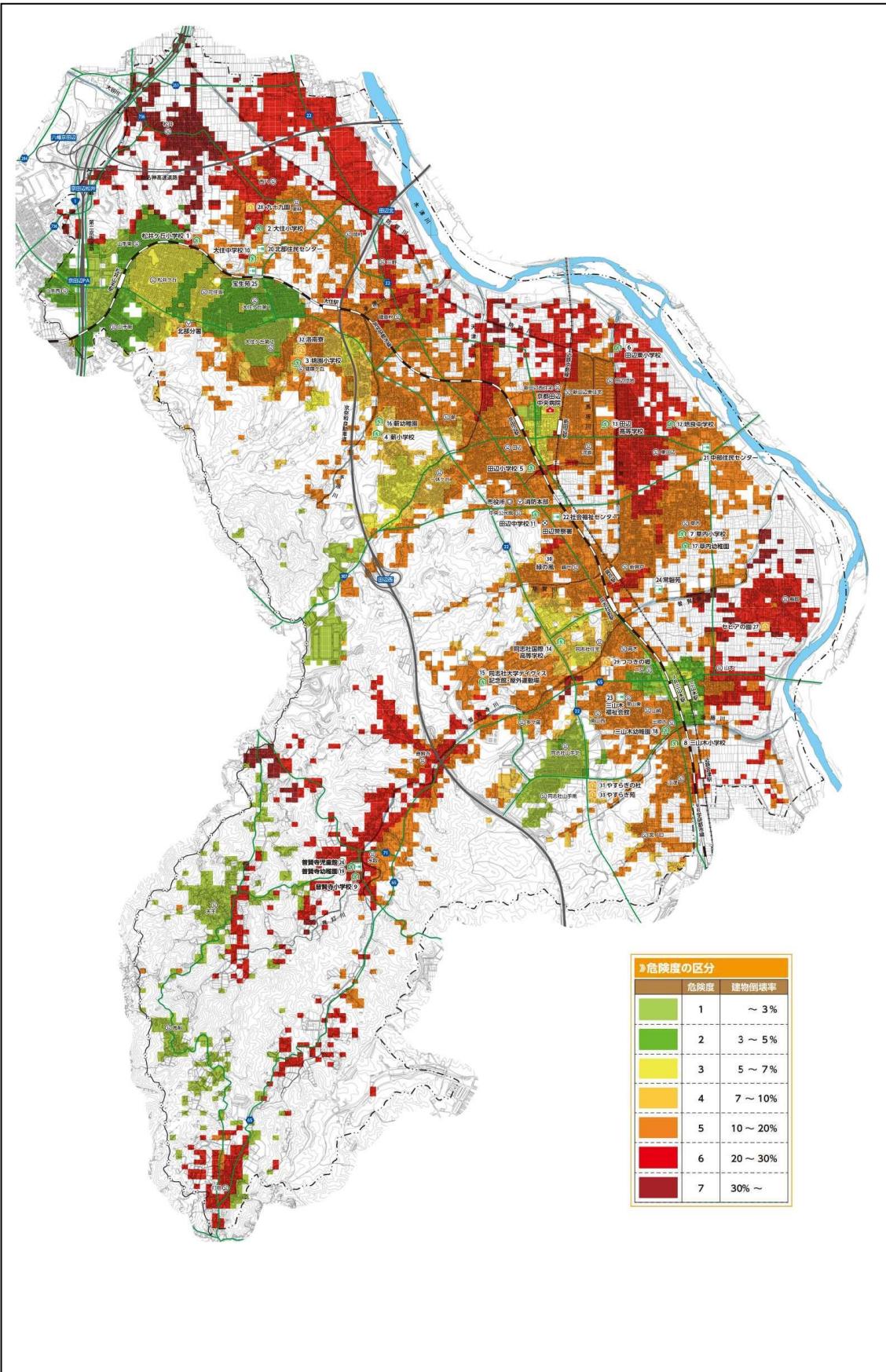
■ 「生駒断層」及び「奈良盆地東縁断層帯」、「木津川断層」を震源とする地震被害一覧

想定地震	震度分布	予測される被害		
生駒断層 (M7.5)	 <p>【府全域】</p> <p>【市全域】</p> <p>京田辺市</p>	市内 の 震 度	6弱～7	
		建物被害	全 壊	約3,600棟
			半 壊・一部損壊	約4,200棟
			焼失建物	約370棟
		人的被害	死 者	約110人
			負傷者	約920人
		避難者数（短期）		約9,300人
奈良盆地 東縁断層 (M7.5)	 <p>【府全域】</p> <p>【市全域】</p> <p>京田辺市</p>	市内 の 震 度	5強～7	
		建物被害	全 壊	約1,100棟
			半 壊・一部損壊	約2,600棟
			焼失建物	約40棟
		人的被害	死 者	約30人
			負傷者	約400人
		避難者数（短期）		約3,100人
木津川断層 (M7.3)	 <p>【府全域】</p> <p>【市全域】</p> <p>京田辺市</p>	市内 の 震 度	5強～6強	
		建物被害	全 壊	約790棟
			半 壊・一部損壊	約2,300棟
			焼失建物	約20棟
		人的被害	死 者	約20人
			負傷者	約330人
		避難者数（短期）		約2,300人

■ 「生駒断層」を震源とする地震発生時における市内の震度分布図



■ 「生駒断層」を震源とする地震発生時における市内の建物倒壊率



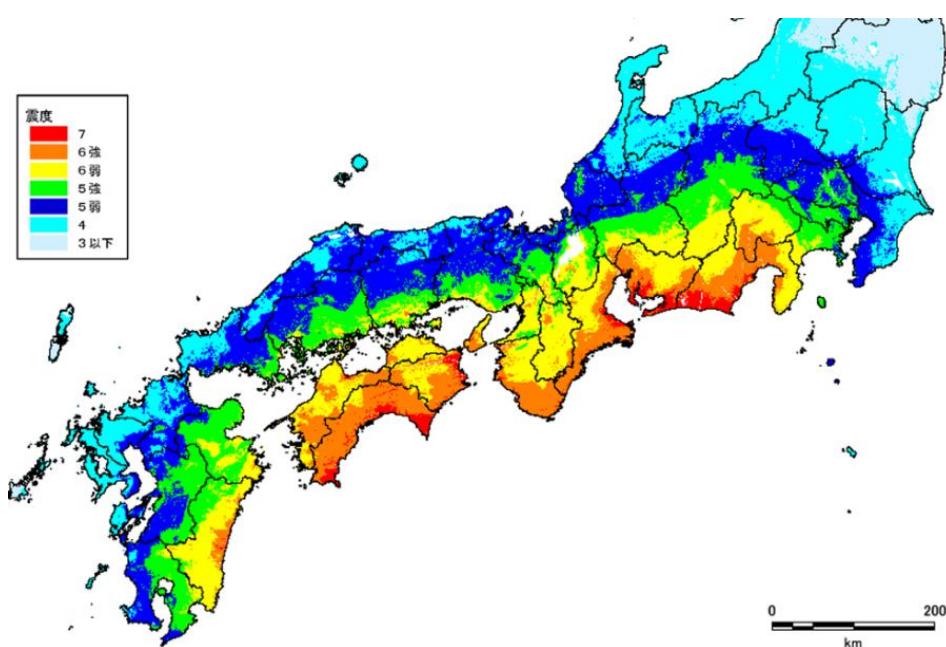
【南海トラフ地震】

① 駿河湾から土佐湾までの南海トラフのプレート境界では、歴史的に見て、概ね 100～150 年の間隔で海溝型の巨大地震が発生している。このうち、駿河湾付近では、1854 年の安政東海地震の後、約 150 年間にわたり巨大地震が発生しておらず、プレート境界での歪が臨界状態まで蓄積している可能性が高く、いつ巨大な地震（東海地震）が発生してもおかしくないと想定されている。

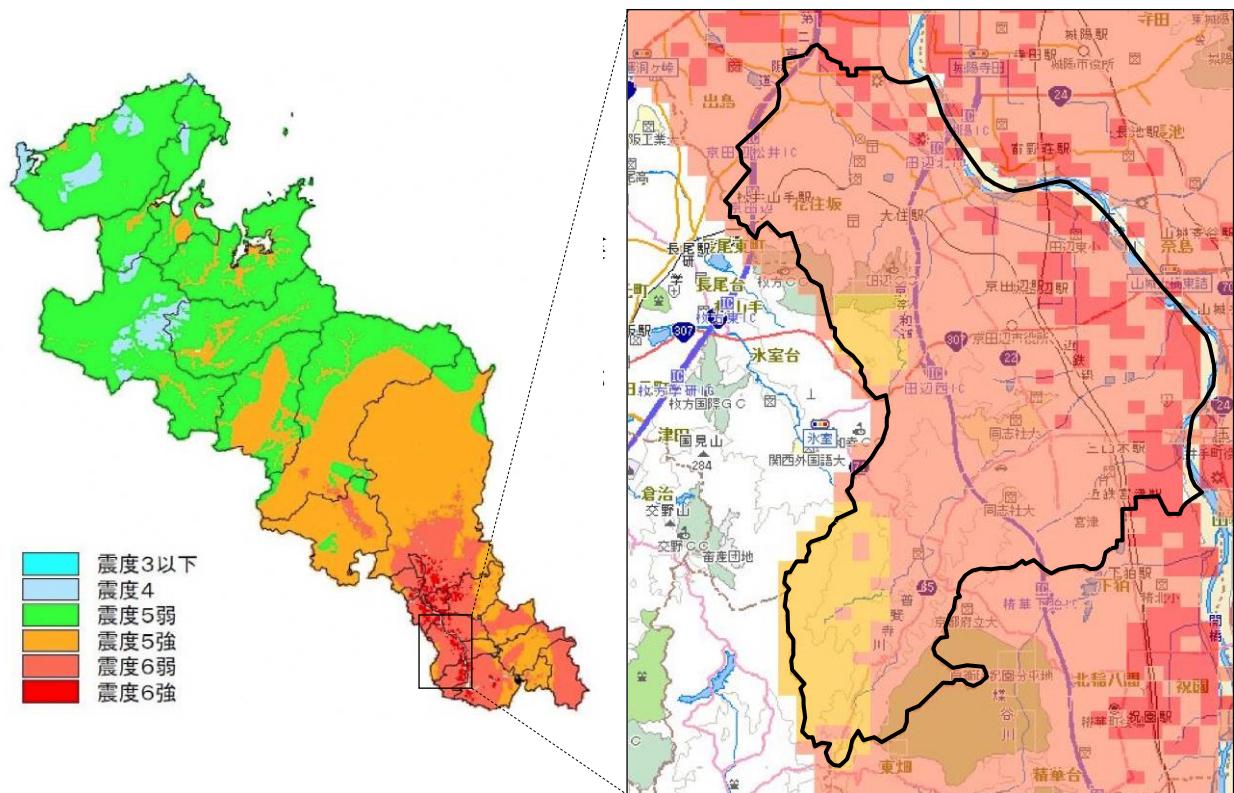
一方、東海地震の震源域と連なる遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフのプレート境界においては、1854 年の安政東海地震と安政南海地震の後、1944 年に昭和東南海地震、1946 年に昭和南海地震が発生している。昭和東南海地震では東海地震の想定震源域が未破壊のまま残り、また、昭和南海地震はそれ以前に同地域で発生した地震に比べやや小さい規模とされている。巨大地震の発生間隔が約 100～150 年であることから考えると、今世紀前半にも当該地域で巨大な地震が発生する状況にあることが懸念されている。

② 東北地方太平洋沖地震の発生を受け、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」中間報告で南海トラフの巨大地震である東海・東南海・南海地震について、新たに想定地震を設定していくためには、これまでの科学的知見の整理・分析が不可欠であるとの報告が出された。そのため、過去に南海トラフのプレート境界で発生した地震に係る科学的知見に基づく各種調査について防災の観点から幅広く整理・分析し、想定すべき最大クラスの対象地震の設定方針を検討することを目的として、理学・工学等の研究者から構成される「南海トラフの巨大地震モデル検討会」（以下、「モデル検討会」という。）が設置された。モデル検討会では、南海トラフ地震等の過去の被害資料及び最近の学術的知見を踏まえ、地震の揺れや津波の高さの分布について検討が行われた。

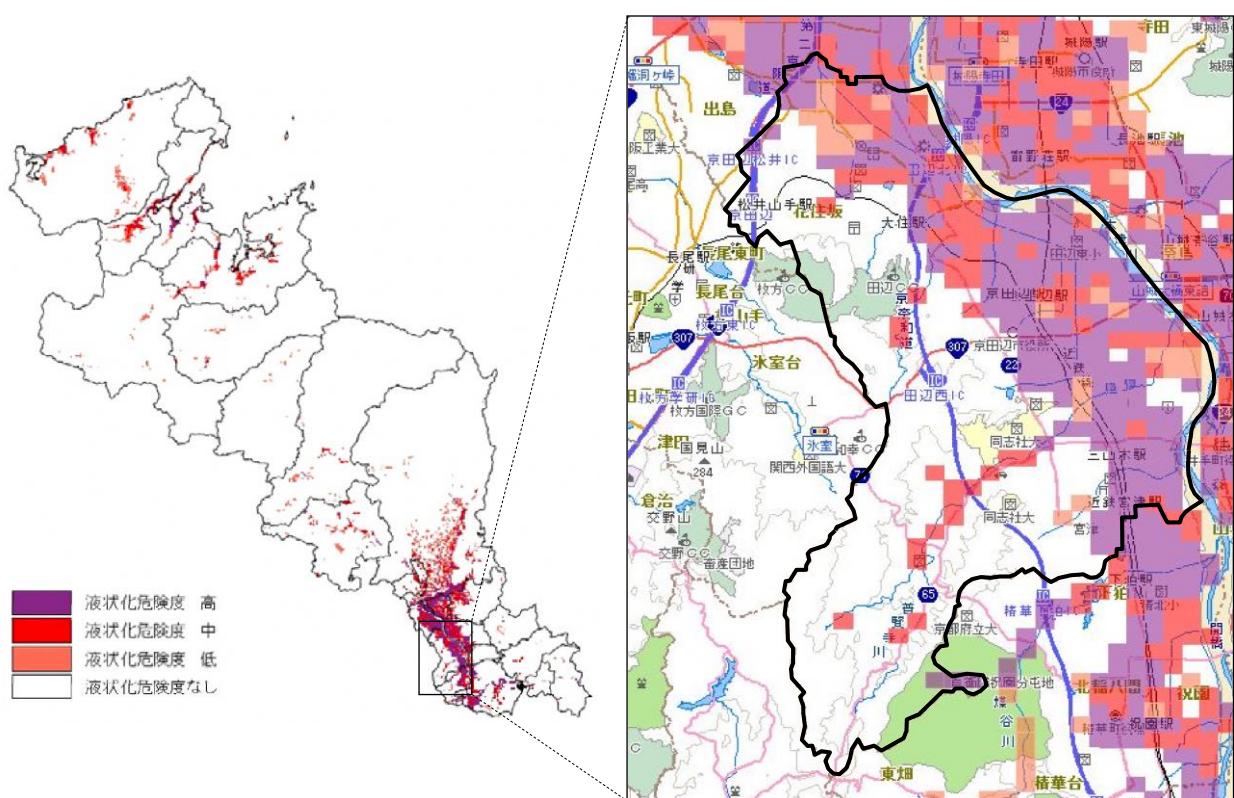
■モデル検討会による震度想定(全域:強震動生成域が陸域側のケース(プレート境界面の深い側))



■モデル検討会による震度想定（京都府域及び京田辺市域）



■モデル検討会による液状化危険度（京都府域及び京田辺市域）



モデル検討会による震度想定においては、本市は震度5強～6強の揺れが発生すると想定されており、著しい地震被害が生ずるおそれがある。また、同液状化危険度の想定においても、木津川沿いの平地部において、危険度が高いと想定されている。

③ モデル検討会による震度分布・津波高の発表を受け、人的・物的被害や経済被害等の推計及び被害シナリオを検討するとともに、東日本大震災の教訓を踏まえた南海トラフ巨大地震対策の方向性等について検討するために、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の下に「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が設置された。

④ 平成25年11月に「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（以下、「南海トラフ地震法」という。）に改正された。南海トラフ地震法では南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を南海トラフ地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）として指定し、南海トラフ地震に関する防災対策を推進することとされている。

⑤ 中央防災会議の意見を受けた内閣総理大臣は推進地域の指定を行った。（平成26年3月31日内閣府告示第21号）京都府域においては、京田辺市を含む震度6弱以上の揺れが想定される18市町村が指定を受けている。

〔京都府内の推進地域指定市町村〕

京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町及び南山城村

■南海トラフ地震（M9.0）による被害想定

対象	最大予測震度	人的被害			建物被害		
		死者数	負傷者数	重傷者数	要救助者数	全壊建物	焼失建物
京都府	6強	860人	14,650人	2,660人	2,470人	15,740棟	54,470棟
京田辺市	6強	20人	290人	40人	100人	580棟	80棟

※内閣府のデータを基にした京都府被害想定（2014年）

風水害

（1）既往風水害

京田辺市を含む京都府南山城地域は、旧来から木津川氾濫による堤防決壊等により大きな被害を受けてきた地域である。現在は堅牢な堤防が築かれており、木津川から出水する危険性は低くなりつつあるが、堤防が十分整備されていない頃は、頻繁に破堤し、水害をもたらしてきた。

京田辺市においては、被害発生の記録はあるものの、被害箇所等が詳細に記録されたものは少ない。主な風水害としては、「田辺町近代誌」に記載されている次のものが挙げられる。

① 明治大洪水

明治 18 年（1885 年）6 月 26 日から雨が降り続いていたところへ、7 月 1 日に台風が襲来し京都府一帯は大風水害に見舞われた。京都の降雨量は 213.5mm を記録し、桂川、鴨川、宇治川、木津川などはことごとく氾濫した。

京田辺市においても旧三山木村山本の堤防が決壊、旧大庄村も決壊に瀕した。

② 室戸台風

昭和 9 年（1934 年）9 月 21 日に関西地方を襲った室戸台風の被害は 3 府 38 県にも及び、死者行方不明者 3,066 人のほか家屋全半壊 4 万 2 千戸、家屋浸水 40 万戸に達した。

京田辺市は大暴風雨圏に入り最大風速 40 余mを記録し、旧大庄村では大谷川、中ノ谷川、手原川、虚空蔵谷川の全てが氾濫した。

③ 南山城大水害

昭和 28 年（1953 年）8 月 14 日の夕方から翌 15 日未明にかけて時間雨量 100mm、総雨量 428mm を越える記録的な豪雨に見舞われた。淀川、木津川の本川では警戒水位をわずかに越えただけであったが、支流で山崩れや土石流、渓流の氾濫などが発生し、被害が広がった。井手町では大正池堤防の決壊によって 680 戸が流され、死者 140 名を出した。

京田辺市では災者数 2,251 人、住宅被害 401 戸、田畠被害 866 町、道路決壊 177 箇所、橋梁流失 42 箇所、堤防決壊 46 箇所に及んだ。

④ 台風 13 号

昭和 28 年（1953 年）9 月 23 日未明から相当の降雨があり、24 日も終日降り続き、夕刻から豪雨となり、午前 5 時京都測候所から京都府南部に風雨注意報が発令された。25 日早朝京都府下ー帯に暴風警報が発令されたが、明け方から雨はますます強烈となり、午後までの雨量は各地区とも 200mm を越え、被害は極めて甚大であった。

⑤ 第2室戸台風

昭和36年（1961年）9月16日に来襲した第2室戸台風は、瞬間風速60mに達する暴風雨で、大阪に上陸した後、北上して京都西北部を襲った。

この台風は京田辺市にも多大な被害をもたらし、9月16日午後10時に災害救助法が発動され、福知山陸上自衛隊の救援を受けた。

（2）風水害の特性

【水害】

京田辺市における既往風水害のうち、甚大な被害をもたらしたのは昭和28年の南山城大水害であるが、近年においては、記録に残るような風水害は発生していない。

本市における水害として、木津川の破堤・越流による外水氾濫と、木津川への雨水排除が出来ない場合（木津川の水位が支流の水位より高くかつ機械排水が河川等の流量を下回る場合）に生じる内水氾濫が考えられる。

京田辺市の市街地は、おもに低地と丘陵地に形成されているが、水害の被害を受けやすいのは低地である。低地のなかでも木津川の氾濫によって形成された氾濫平野、洪水時の流路となりうる旧河道、山地・丘陵地からの雨水が集まりやすい谷底平野などが最も被害を受けやすい。

1級河川である木津川は堤防等の整備が進み、大規模な破堤の記録も近年ではみられないうが、今後、氾濫平野において市街化が進行すると、水害が発生した場合の被害は大きくなるものと予想される。なお、木津川の上流部における集中豪雨などに対しても注意が必要である。

木津川氾濫被害想定

区分	避難対象人口（世帯）		建物被害棟数（棟）				
	人	世帯	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	計
被害等	19,071	8,445	6,769	592	913	656	8,930

【土砂災害】

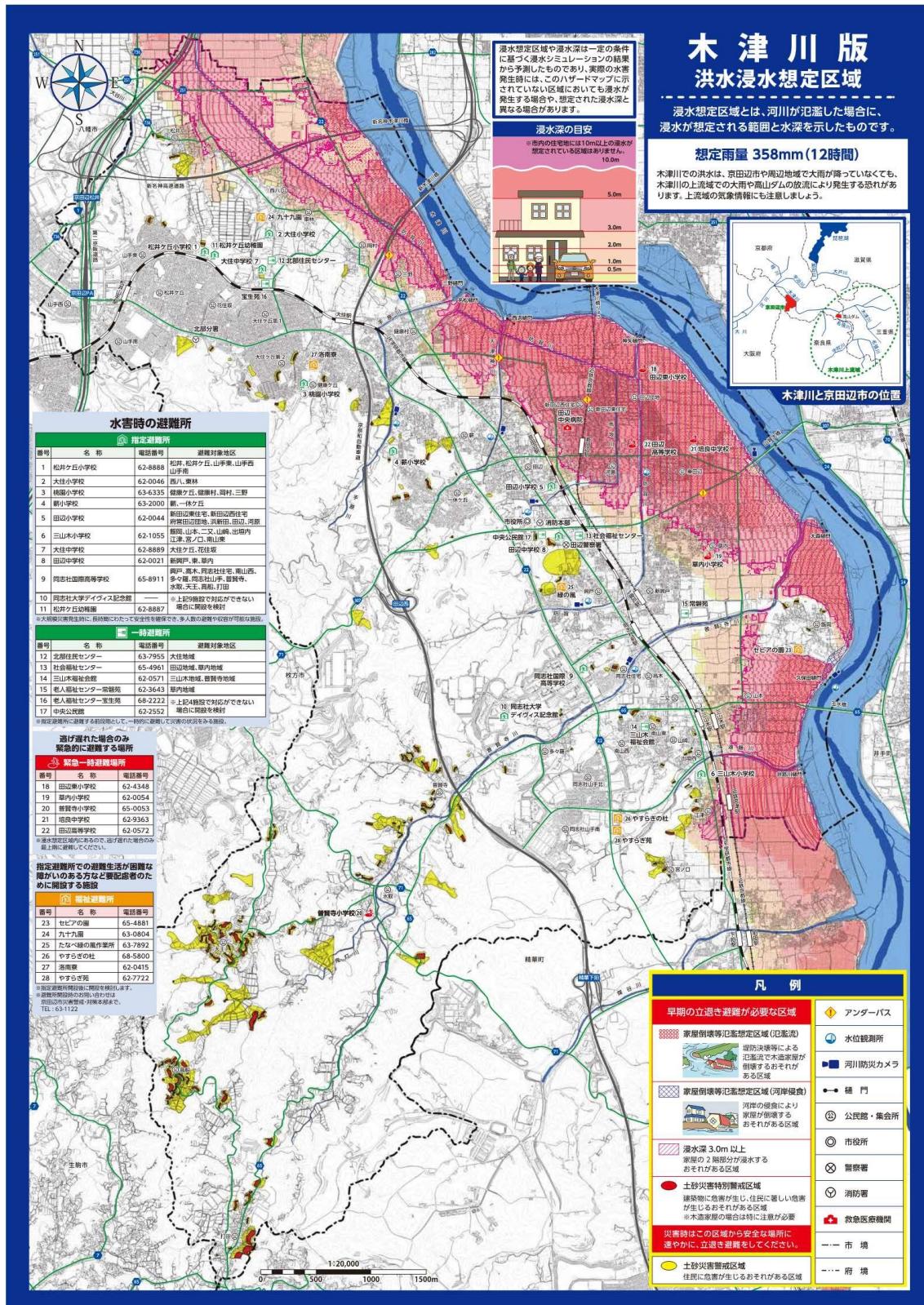
土砂災害は、急傾斜地や急崖、地すべり地形等において発生しやすいが、京田辺市では丘陵地の斜面勾配が比較的緩やかであるため、土砂災害は局所的な急傾斜地に集中しやすいといえる。また、丘陵地を形成する大阪層群とよばれる地層は固結度が低く、地下水を含んでいるため、切土するとのり面崩壊につながりやすく、地すべりも誘発しやすい。また、本市においては、丘陵地を造成した新たな開発地域（造成地）が多くみられることから、造成地で新たに生じた急な崖や高い盛土地等では必要に応じて適切な斜面対策の実施が望まれる。

土砂災害警戒区域等指定状況

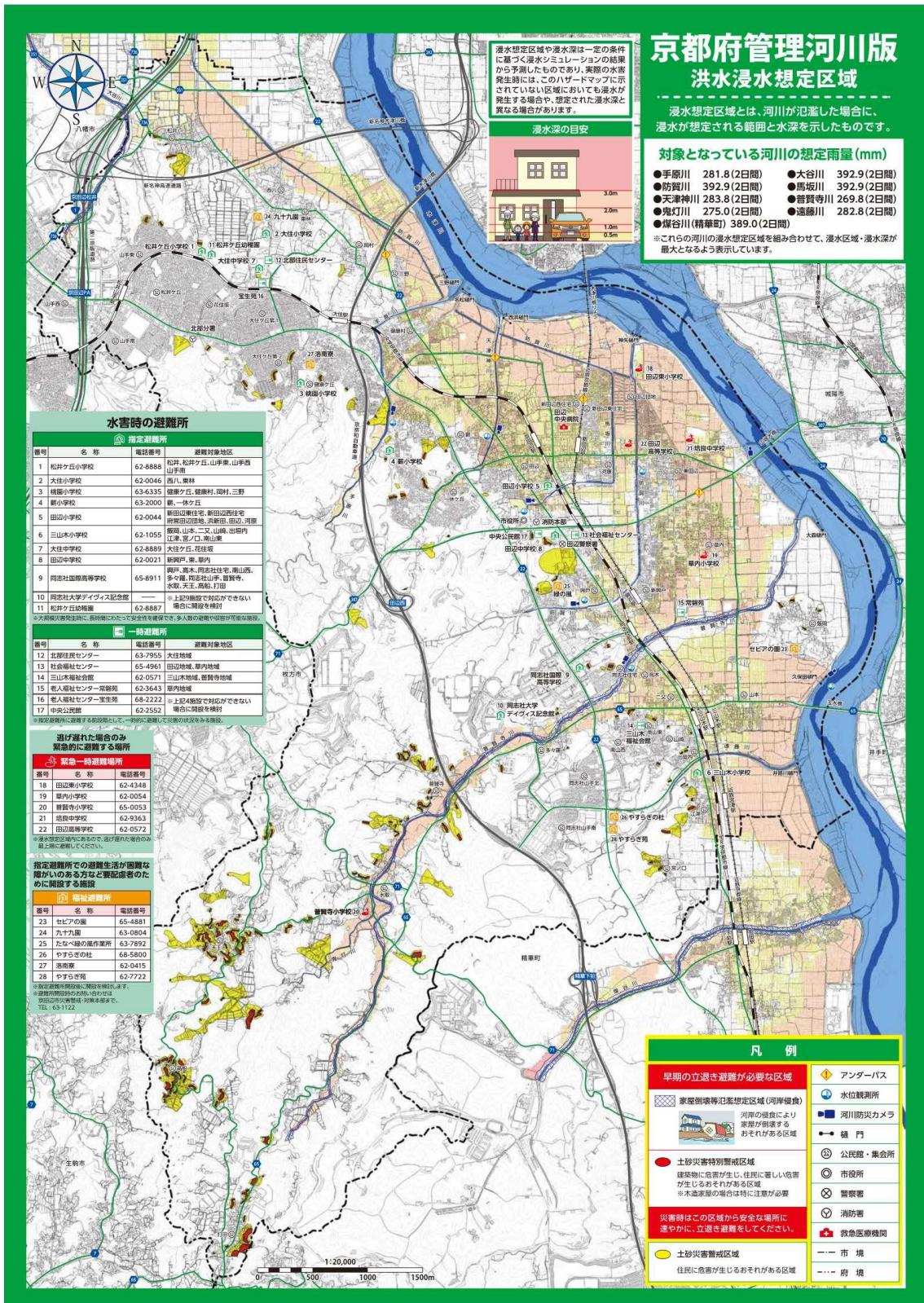
区分	該当地区	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
箇所数等	26地区	160箇所	121箇所

（3）洪水浸水想定区域

木津川



京都府管理河川



2 京田辺市における「起きてはならない最悪の事態」

脆弱性評価は、「起きてはならない最悪の事態」を想定した上で行うこととされている（強靭化基本法第17条第3項）。京田辺市においては、国土強靭化基本計画で設定された最悪の事態を基本としつつ、8つの「事前に備えるべき目標」と京田辺市独自の内容を含めた27の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定した。

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
I. 人命の保護が最大限に図られること	1 直接死を最大限防ぐ	1-1	火災や建築物の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生
		1-2	洪水、土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4	災害対応の遅延等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
II. 京田辺市内の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること	2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地における食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	長期にわたる孤立集落等の発生
		2-3	警察・消防・自衛隊等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急・医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	医療施設及び医療関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化や感染症による死者の発生
IV. 迅速な復旧復興に資すること	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する 5、経済活動を機能不全に陥らせない 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる 7 制御不能な二次災害を発生させない 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	電力供給停止による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	災害時に活用する情報サービスの機能停止による情報の収集・伝達の遅れ
	5、経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による農業、産業の生産力の低下
	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電気・ガス等のエネルギー供給の停止
		6-2	上下水道施設等の長期間にわたる供給停止
		6-3	地域交通インフラの長期間にわたる機能停止
	7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-2	ため池・ダム・防災施設等の損壊・機能不全による二次災害
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復旧・復興を担う体制等（専門家、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安悪化等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	高速道路等の基幹インフラの損壊により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	液状化現象や地盤沈下等による広域かつ長期にわたる浸水被害の発生により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

3 現状と課題及び施策の推進方針

「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データ等を収集し、参考指標として活用した。

上記の分析・評価をもとに、項目別に取り組むべき施策の推進方針を設定した。

1-1 火災や建築物の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生

現状・課題等	中期まちづくり プラン
<p>○大規模地震発生により約8,170棟の焼失・倒壊建物が発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の耐震化や危険ブロック塀等の撤去を促進するとともに、橋梁などインフラの耐震化を進める必要がある。 ・昭和40年代から50年代に建設した学校施設が、一斉に更新時期を迎えるつあり、長寿命化の対応が必要である。 ・将来的に空家の増加に伴う諸問題が顕在化、深刻化することが懸念されており、予防策に重点を置いた対策が必要である。 ・市営住宅の長寿命化に向けた修繕や改善工事を進めており、さらなる推進が必要である。 	P21 〈1〉 1 P59 〈4〉 2 P75 〈5〉 3 P75 〈5〉 3
<p>○大規模地震発生による火災や建築物の倒壊で約1,030人の死傷者が発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が進める防災とともに、災害発生前、発生時、発生後の各段階で、市民自ら自助・共助により被害を小さくする減災の取組みを進める必要がある。 ・高機能消防指令システムや耐震性防火水槽の設置、消防車両の更新など、消防施設と消防資機材の充実を図る必要がある。 ・人口増加、企業の進出などにより高まる火災予防の重要性、災害の増加、大規模化などへの対応のためさらなる消防力の充実強化が必要である。 ・地域における防災の要となる消防団については、団員の確保が困難となるなか、女性、学生、市内在勤者を含め、広く入団を促進し消防団員を確保することが必要である。 	P21 〈1〉 1 P23 〈1〉 2 P23 〈1〉 2 P23 〈1〉 2
施策の推進方針	
<p>○施設の耐震化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅への耐震診断士の派遣、耐震改修、危険ブロック塀等の撤去を促進するとともに、橋梁などインフラの耐震化を進める。 ・学校施設の長寿命化を進める必要がある。 ・幼稚園・保育所施設の老朽化対策を幼保連携型認定こども園の整備などに併せて計画的に実施する。 ・住宅のライフサイクルに応じた空家対策など、住宅地の環境整備を進めるとともに、市営住宅の維持管理を計画的に実施する。 	
<p>○市民、行政、関係機関が連携した防災・減災体制及び危機管理体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練や自主防災組織の設置・育成などによる地域防災力を向上する。 ・府内体制の充実や関係機関との連携を密にする。 ・常備消防力の強化や消防団員の確保、消防団組織の育成、強化により、総合的に消防力を高める。 ・市民や事業所の防火意識の高揚を図ることにより火災予防を進める。 ・救急救助体制の充実強化のため、救急救命士の育成とともに、市民に対して心肺蘇生法や自動体外式除細動器（AED）の取扱いなど、救命処置の普及を進める。 	

・災害復興活動拠点として防災広場の整備を推進する。
主な事業
防災・減災・危機管理事業（安心まちづくり室）
防災広場整備事業（安心まちづくり室）
住宅耐震化等促進事業（開発指導課）
橋梁長寿命化修繕・耐震補強事業（施設管理課・都市整備課）
老朽水道管更新事業（上水道課）
水道施設維持管理事業（上水道課（薪净水場））
下水道施設のストックマネジメント事業（下水道課）
消防体制検討事業（消防総務課）
消防団育成・強化事業（消防総務課）
消防資機材充実事業（警防課）
耐震性防火水槽整備事業（警防課）
消防車両購入事業（警防課）
消防指令システム共同化事業（通信指令室）
防火防災啓発事業（予防課）
防火意識啓発事業（消防課）
消防職員技能向上事業（警防課）
応急手当普及啓発事業（警防課）
幼稚園・保育所再編整備事業（保育幼稚園課）
学校施設長寿命化改良事業（学校教育課）
空家等対策事業（開発指導課）
市営住宅長寿命化改修等事業（開発指導課）

1-2 洪水、土砂災害等による多数の死傷者の発生

現状・課題等	中期まちづくり プラン
<p>○木津川の破堤・越流による外・内水氾濫による大規模な浸水により、全半壊・床上下浸水が約9,000棟発生、また市内160カ所の土砂災害警戒区域を指定</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市は、断面の狭小な天井川や、木津川の水位上昇に伴う排水樋門の閉鎖によって内水排除が困難となる浸水想定区域を多く抱えており、従来の想定をはるかに超えた近年の台風やゲリラ豪雨から市民の安全・安心を確保するために、治水対策を重点的に進めることが必要である。 土砂災害特別警戒区域内の既存不適格住宅等に対して移転や安全対策工事に関する支援を進める必要がある。 市が進める防災とともに、災害発生前、発生時、発生後の各段階で、市民自ら自助・共助により被害を小さくする減災の取組みを進める必要がある。 高機能消防指令システム、消防車両の更新など、消防施設と消防資機材の充実を図る必要がある。 災害の増加、大規模化などへの対応のためさらなる消防力の充実強化が必要である。 地域における防災の要となる消防団については、団員の確保が困難となるなか、女性、学生、市内在勤者を含め、広く入団を促進し消防団員を確保することが必要である。 	P25 〈1〉 3 P21 〈1〉 1 P21 〈1〉 1【再掲】 P23 〈1〉 2【再掲】 P23 〈1〉 2【再掲】 P23 〈1〉 2【再掲】
施策の推進方針	
<p>○治水対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 天井川の切下げ改修や断面拡幅などによる河川整備を促進する。 樋門改修や強制排水施設の整備による内水排除対策を促進する。 市内各所に存在する排水困難地について、小河川及び排水路の整備を進める。 <p>○土砂災害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害特別警戒区域内の既存不適格住宅等に対して、移転や安全対策工事に関する支援を促進する。 大規模盛土造成地の安全性の把握を進める。 <p>○市民、行政、関係機関が連携した防災・減災体制及び危機管理体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災訓練や自主防災組織の設置・育成などによる地域防災力を向上する。【再掲】 庁内体制の充実や関係機関との連携を密にする。【再掲】 常備消防力の強化や消防団員の確保、消防団組織の育成、強化により、総合的に消防力を高める。【再掲】 救急救助体制の充実強化のため、救急救命士の育成とともに、市民に対して心肺蘇生法や自動体外式除細動器（AED）の取扱いなど、救命処置の普及を進める。【再掲】 災害復興活動拠点として防災広場の整備を推進する。【再掲】 	

主な事業
内水排除対策等促進事業（建設政策推進室）
宅地事前防災対策推進事業（建設政策推進室）
土地改良事業（農政課）
河川改修事業（都市整備課）
排水路整備事業（都市整備課）
住宅耐震化等促進事業（開発指導課）【再掲】
防災・減災・危機管理事業（安心まちづくり室）【再掲】
防災広場整備事業（安心まちづくり室）【再掲】
消防体制検討事業（消防総務課）【再掲】
消防団育成・強化事業（消防総務課）【再掲】
消防資機材充実事業（警防課）【再掲】
消防指令システム共同化事業（通信指令室）【再掲】
消防職員技能向上事業（警防課）【再掲】
応急手当普及啓発事業（警防課）【再掲】

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

現状・課題等	中期まちづくり プラン
<p>○木津川の破堤・越流による外・内水氾濫による大規模な浸水により、全半壊・床上下浸水が約9,000棟発生し、約3日間継続する地域が存在</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市は、断面の狭小な天井川や、木津川の水位上昇に伴う排水機能の閉鎖によって内水排除が困難となる浸水想定区域を多く抱えており、従来の想定をはるかに超えた近年の台風やゲリラ豪雨から市民の安全・安心を確保するために、治水対策を重点的に進めることが必要である。 市が進める防災とともに、災害発生前、発生時、発生後の各段階で、市民自ら自助・共助により被害を小さくする減災の取組みを進める必要がある。 高機能消防指令システム、消防車両の更新など、消防施設と消防資機材の充実を図る必要がある。 災害の増加、大規模化などへの対応のためさらなる消防力の充実強化が必要である。 地域における防災の要となる消防団については、団員の確保が困難となるなか、女性、学生、市内在勤者を含め、広く入団を促進し消防団員を確保することが必要である。 	P25 〈1〉 3【再掲】 P21 〈1〉 1【再掲】 P23 〈1〉 2【再掲】 P23 〈1〉 2【再掲】 P23 〈1〉 2【再掲】
施策の推進方針	
<p>○治水対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 天井川の切下げ改修や断面拡幅などによる河川整備を促進する。【再掲】 機能改修や強制排水施設の整備による内水排除対策を促進する。【再掲】 市内各所に存在する排水困難地について、小河川及び排水路の整備を進める。【再掲】 <p>○市民、行政、関係機関が連携した防災・減災体制及び危機管理体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災訓練や自主防災組織の設置・育成などによる地域防災力を向上する。【再掲】 庁内体制の充実や関係機関との連携を密にする。【再掲】 常備消防力の強化や消防団員の確保、消防団組織の育成、強化により、総合的に消防力を高める。【再掲】 災害復興活動拠点として防災広場の整備を推進する。【再掲】 	
主な事業	
内水排除対策等促進事業（建設政策推進室）【再掲】 土地改良事業（農政課） 河川改修事業（都市整備課）【再掲】 排水路整備事業（都市整備課）【再掲】 防災・減災・危機管理事業（安心まちづくり室）【再掲】 防災広場整備事業（安心まちづくり室）【再掲】 消防体制検討事業（消防総務課）【再掲】 消防団育成・強化事業（消防総務課）【再掲】 消防資機材充実事業（警防課）【再掲】	

消防車両購入事業（警防課）【再掲】

消防指令システム共同化事業（通信指令室）【再掲】

消防職員技能向上事業（警防課）【再掲】

1-4 災害対応の遅延等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

現状・課題等	中期まちづくり プラン
<p>○予知できない地震、局地的大雨や暴風などによる短期間に被害が発生（市全体が震度6以上の強震域、大雨棟の木津川などの外内水氾濫などによる広域な浸水域）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市が進める防災とともに、災害発生前、発生時、発生後の各段階で、市民自ら自助・共助により被害を小さくする減災の取組みを進める必要がある。 避難所運営訓練等の実施、地域版防災マップの策定を進める必要がある。 発災時において、防災メールや電話、FAXなど様々な手段を用いて情報提供を行うとともに、避難行動要支援者名簿登録制度を活用する必要がある。 高機能消防指令システムや耐震性防火水槽の設置、消防車両の更新など、消防施設と消防資機材の充実を図る必要がある。 人口増加、企業の進出などにより高まる火災予防の重要性、災害の増加、大規模化などへの対応のためさらなる消防力の充実強化が必要である。 地域における防災の要となる消防団については、団員の確保が困難となるなか、女性、学生、市内在勤者を含め、広く入団を促進し消防団員を確保することが必要である。 広域幹線道路が整備され、山手幹線が開通するなど、骨格となる幹線道路の整備が進んでおり、今後も道路網の整備を進めることが必要である。 バリアフリー基本構想に基づき、市内の様々な施設においてバリアフリー化を進める必要がある。 	P21〈1〉1【再掲】 P21〈1〉1 P21〈1〉1 P23〈1〉2【再掲】 P23〈1〉2【再掲】 P23〈1〉2【再掲】 P73〈5〉2 P73〈5〉2
施策の推進方針	
<p>○市民、行政、関係機関が連携した防災・減災体制及び危機管理体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災訓練や自主防災組織の設置・育成などによる地域防災力を向上する。【再掲】 府内体制の充実や関係機関との連携を密にする。【再掲】 迅速・確実な防災情報伝達体制を構築する。 常備消防力の強化や消防団員の確保、消防団組織の育成、強化により、総合的に消防力を高める。【再掲】 災害復興活動拠点として防災広場の整備を推進する。【再掲】 <p>○避難経路の確保・整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 市の産業活力軸となる広域幹線道路や都市の骨格を形成する幹線道路の整備を促進する。 集落間や主要道路との接続道路の整備を進め、道路ネットワークの強化に努める。 公共施設等のバリアフリー化を進める。 	
主な事業	
防災・減災・危機管理事業（安心まちづくり室）【再掲】 防災広場整備事業（安心まちづくり室）【再掲】 消防体制検討事業（消防総務課）【再掲】 消防団育成・強化事業（消防総務課）【再掲】	

消防資機材充実事業（警防課）【再掲】
耐震性防火水槽整備事業（警防課）【再掲】
消防車両購入事業（警防課）【再掲】
消防指令システム共同化事業（通信指令室）【再掲】
消防職員技能向上事業（警防課）【再掲】
応急手当普及啓発事業（警防課）【再掲】
幹線道路整備促進事業（建設政策推進室）
幹線道路整備事業（都市整備課）
道路改良事業（都市整備課）
舗装維持修繕事業（施設管理課）
バリアフリー化推進事業（都市整備課）

2-1 被災地における食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

現状・課題等	中期まちづくり プラン
<p>○市全域及び府・周辺自治体等の広域にわたるライフラインや道路の被害が発生（市全体が震度6以上の強震域、大雨棟の木津川などの外内水氾濫などによる広域な浸水域）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市が進める防災とともに、災害発生前、発生時、発生後の各段階で、市民自ら自助・共助により被害を小さくする減災の取組みを進める必要がある。 水道施設などインフラの耐震化と定期的な改修を進めるとともに、環境負荷低減の取組みが必要である。 広域幹線道路が整備され、山手幹線が開通するなど、骨格となる幹線道路の整備が進んでおり、今後も道路網の整備を進めることが必要である。 	P21〈1〉1【再掲】 P75〈5〉3 P73〈5〉2【再掲】
施策の推進方針	
<p>○市民、行政、関係機関が連携した防災・減災体制及び危機管理体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災訓練や自主防災組織の設置・育成などによる地域防災力を向上する。【再掲】 府内体制の充実や関係機関との連携を密にする。【再掲】 災害復興活動拠点として防災広場の整備を推進する。【再掲】 <p>○ライフラインの耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> 上水道施設などインフラの耐震化を進める。 安全で安定的な水道水の確保のため、老朽化した管路の更新と耐震化などを推進するとともに、設備の省エネルギー対策に取り組む。 <p>○物資供給のための幹線の整備・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 市の産業活力軸となる広域幹線道路や都市の骨格を形成する幹線道路の整備を促進する。 <p>【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> 集落間や主要道路との接続道路の整備を進め、道路ネットワークの強化に努める。【再掲】 	
主な事業	
防災・減災・危機管理事業（安心まちづくり室）【再掲】 防災広場整備事業（安心まちづくり室）【再掲】 老朽水管更新事業（上水道課）【再掲】 水道施設維持管理事業（上水道課（薪净水場））【再掲】 上水道安定供給事業（上水道課（薪净水場）） 幹線道路整備促進事業（建設政策推進室）【再掲】 幹線道路整備事業（都市整備課）【再掲】 道路改良事業（都市整備課）【再掲】 舗装維持修繕事業（施設管理課）【再掲】	

2-2 長期にわたる孤立集落等の発生

現状・課題等	中期まちづくり プラン
<p>○木津川の破堤・越流による外・内水氾濫による大規模な浸水により、全半壊・床上下浸水が約9,000棟発生し、約3日間継続する地域が存在、市内160カ所の土砂災害警戒区域を指定</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市は、断面の狭小な天井川や、木津川の水位上昇に伴う排水樋門の閉鎖によって内水排除が困難となる浸水想定区域を多く抱えており、従来の想定をはるかに超えた近年の台風やゲリラ豪雨から市民の安全・安心を確保するために、治水対策を重点的に進めることが必要である。 市が進める防災とともに、災害発生前、発生時、発生後の各段階で、市民自ら自助・共助により被害を小さくする減災の取組みを進める必要がある。 高機能消防指令システム、消防車両の更新など、消防施設と消防資機材の充実を図る必要がある。 災害の増加、大規模化などへの対応のためさらなる消防力の充実強化が必要である。 地域における防災の要となる消防団については、団員の確保が困難となるなか、女性、学生、市内在勤者を含め、広く入団を促進し消防団員を確保することが必要である。 水道施設などインフラの耐震化と定期的な改修を進めるとともに、環境負荷低減の取組みが必要である。 公共施設への太陽光発電の導入促進と、家庭用燃料電池や太陽光発電の設置を支援する必要がある。 広域幹線道路が整備され、山手幹線が開通するなど、骨格となる幹線道路の整備が進んでおり、今後も道路網の整備を進めることが必要である。 	P25 〈1〉 3【再掲】 P21 〈1〉 1【再掲】 P23 〈1〉 2【再掲】 P23 〈1〉 2【再掲】 P23 〈1〉 2【再掲】 P75 〈5〉 3【再掲】 P39 〈2〉 3 P73 〈5〉 2【再掲】
施策の推進方針	
<p>○治水対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 天井川の切下げ改修や断面拡幅などによる河川整備を促進する。【再掲】 樋門改修や強制排水施設の整備による内水排除対策を促進する。【再掲】 市内各所に存在する排水困難地について、小河川及び排水路の整備を進める。【再掲】 <p>○市民、行政、関係機関が連携した防災・減災体制及び危機管理体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災訓練や自主防災組織の設置・育成などによる地域防災力を向上する。【再掲】 庁内体制の充実や関係機関との連携を密にする。【再掲】 迅速・確実な防災情報伝達を強化する。【再掲】 常備消防力の強化や消防団員の確保、消防団組織の育成、強化により、総合的に消防力を高める。【再掲】 災害復興活動拠点として防災広場の整備を推進する。【再掲】 <p>○ライフラインの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 上下水道施設などインフラの耐震化を進める。【再掲】 	

・安全で安定的な水道水の確保のため、老朽化した管路の更新と耐震化などを推進するとともに、設備の省エネルギー対策に取り組む。【再掲】

・市民、事業者、行政が相互に連携しながら、環境に配慮した省エネルギーへの取組みや再生可能エネルギーを活用して、温室効果ガスの排出を削減し、地球温暖化対策の取組みを推進する。

○救出・物資供給路の整備

・市の産業活力軸となる広域幹線道路や都市の骨格を形成する幹線道路の整備を促進する。【再掲】

・集落間や主要道路との接続道路の整備を進め、道路ネットワークの強化に努める。【再掲】

主な事業
内水排除対策等促進事業（建設政策推進室）【再掲】
河川改修事業（都市整備課）【再掲】
排水路整備事業（都市整備課）【再掲】
防災・減災・危機管理事業（安心まちづくり室）【再掲】
防災広場整備事業（安心まちづくり室）【再掲】
消防体制検討事業（消防総務課）【再掲】
消防団育成・強化事業（消防総務課）【再掲】
消防資機材充実事業（警防課）【再掲】
消防車両購入事業（警防課）【再掲】
消防指令システム共同化事業（通信指令室）【再掲】
地球温暖化対策推進事業（環境課）
老朽水道管更新事業（上水道課）【再掲】
水道施設維持管理事業（上水道課（薪净水場））【再掲】
上水道安定供給事業（上水道課（薪净水場））【再掲】
下水道施設のストックマネジメント事業（下水道課）【再掲】
幹線道路整備促進事業（建設政策推進室）【再掲】
幹線道路整備事業（都市整備課）【再掲】
道路改良事業（都市整備課）【再掲】
舗装維持修繕事業（施設管理課）【再掲】

2-3 警察・消防・自衛隊等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

現状・課題等	中期まちづくり プラン
<p>○市全域及び府・周辺自治体等の広域にわたり人・建物・インフラなど、広範・多岐に被害が発生（市全体が震度6以上の強震域、大雨等の木津川などの中内水氾濫などによる広域な浸水域）</p> <p>○大規模地震発生により約8,170棟が焼失・倒壊建物が発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の耐震化や危険ブロック塀等の撤去を促進するとともに、橋梁などインフラの耐震化を進める必要がある。 ・昭和40年代から50年代に建設した学校施設が、一斉に更新時期を迎つたり、長寿命化の対応が必要である。 ・市営住宅の長寿命化に向けた修繕や改善工事を進めており、さらなる推進が必要である。 <p>○大規模地震発生による火災や建築物の倒壊で約1,030人の死傷者が発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が進める防災とともに、災害発生前、発生時、発生後の各段階で、市民自ら自助・共助により被害を小さくする減災の取組みを進める必要がある。 ・高機能消防指令システムや耐震性防火水槽の設置、消防車両の更新など、消防施設と消防資機材の充実を図る必要がある。 ・人口増加、企業の進出などにより高まる火災予防の重要性、災害の増加、大規模化などへの対応のためさらなる消防力の充実強化が必要である。 ・地域における防災の要となる消防団については、団員の確保が困難となるなか、女性、学生、市内在勤者を含め、広く入団を促進し消防団員を確保することが必要である。 	P21〈1〉1【再掲】 P59〈4〉2【再掲】 P75〈5〉3【再掲】 P21〈1〉1【再掲】 P23〈1〉2【再掲】 P23〈1〉2【再掲】 P23〈1〉2【再掲】
施策の推進方針	
<p>○施設の耐震化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅への耐震診断士の派遣、耐震改修、危険ブロック塀等の撤去を促進するとともに、橋梁などインフラの耐震化を進める。【再掲】 ・学校施設の長寿命化、幼稚園・保育所施設の老朽化対策を幼保連携型認定こども園の整備などに併せて計画的に実施する。【再掲】 ・市営住宅の維持管理を計画的に実施する。【再掲】 <p>○市民、行政、関係機関が連携して防災・減災体制及び危機管理体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練や自主防災組織の設置・育成などによる地域防災力を向上する。【再掲】 ・府内体制の充実や関係機関との連携を密にする。【再掲】 ・迅速・確実な防災情報伝達を強化する。【再掲】 ・常備消防力の強化や消防団員の確保、消防団組織の育成、強化により、総合的に消防力を高める。【再掲】 ・市民や事業所の防火意識の高揚を図ることにより火災予防を進める。【再掲】 ・救急救助体制の充実強化のため、救急救命士の育成とともに、市民に対して心肺蘇生法や自動体外式除細動器（AED）の取扱いなど、救命処置の普及を進める。【再掲】 	

<ul style="list-style-type: none"> ・災害復興活動拠点として防災広場の整備を推進する。【再掲】 ・木造住宅の耐震化を促進する。【再掲】 	主な事業
<p>防災・減災・危機管理事業（安心まちづくり室）【再掲】</p> <p>防災広場整備事業（安心まちづくり室）【再掲】</p> <p>住宅耐震化等促進事業（開発指導課）【再掲】</p> <p>橋梁長寿命化修繕・耐震補強事業（施設管理課・都市整備課）【再掲】</p> <p>消防体制検討事業（消防総務課）【再掲】</p> <p>消防団育成・強化事業（消防総務課）【再掲】</p> <p>消防資機材充実事業（警防課）【再掲】</p> <p>耐震性防火水槽整備事業（警防課）【再掲】</p> <p>消防車両購入事業（警防課）【再掲】</p> <p>消防指令システム共同化事業（通信指令室）【再掲】</p> <p>防火防災啓発事業（予防課）【再掲】</p> <p>防火意識啓発事業（消防課）【再掲】</p> <p>消防職員技能向上事業（警防課）【再掲】</p> <p>応急手当普及啓発事業（警防課）【再掲】</p> <p>幼稚園・保育所再編整備事業（保育幼稚園課）【再掲】</p> <p>学校施設長寿命化改良事業（学校教育課）【再掲】</p> <p>市営住宅長寿命化改修等事業（開発指導課）【再掲】</p>	

2-4 救助・救急・医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

現状・課題等	中期まちづくり プラン
<p>○市全域及び府・周辺自治体等の広域にわたりライフラインや道路の被害が発生（市全体が震度6以上の強震域、大雨等の木津川などの外内水氾濫などによる広域な浸水域）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市が進める防災とともに、災害発生前、発生時、発生後の各段階で、市民自ら自助・共助により被害を小さくする減災の取組みを進める必要がある。 公共施設への太陽光発電の導入促進と、家庭用燃料電池や太陽光発電の設置を支援する必要がある。 地球温暖化をはじめ環境問題が深刻化しており、環境負荷を可能な限り少なくし、持続可能な社会を形成するために、さらなる取組みが必要である。 広域幹線道路が整備され、山手幹線が開通するなど、骨格となる幹線道路の整備が進んでおり、今後も道路網の整備を進めることが必要である。 	P21〈1〉1【再掲】 P39〈2〉3【再掲】 P39〈2〉3 P73〈5〉2【再掲】
施策の推進方針	
<p>○市民、行政、関係機関が連携して防災・減災体制及び危機管理体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災訓練や自主防災組織の設置・育成などによる地域防災力を向上する。【再掲】 府内体制の充実や関係機関との連携を密にする。【再掲】 迅速・確実な防災情報伝達を強化する。【再掲】 災害復興活動拠点として防災広場の整備を推進する。【再掲】 <p>○救助・救急・医療活動のためのエネルギーの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民、事業者、行政が相互に連携しながら、環境に配慮した省エネルギーへの取組みや再生可能エネルギーを活用して、温室効果ガスの排出を削減し、地球温暖化対策の取組みを推進する。【再掲】 市民団体による環境保全活動を支援し、市民協働による環境施策を推進する。 <p>○物資供給のための幹線の整備・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 市の産業活力軸となる広域幹線道路や都市の骨格を形成する幹線道路の整備を促進する。【再掲】 集落間や主要道路との接続道路の整備を進め、道路ネットワークの強化に努める。【再掲】 	
主な事業	
防災・減災・危機管理事業（安心まちづくり室）【再掲】 防災広場整備事業（安心まちづくり室）【再掲】 ゼロカーボンオフィス推進事業（環境課） 地球温暖化対策推進事業（環境課）【再掲】 環境保全活動支援事業（環境課） 幹線道路整備促進事業（建設政策推進室）【再掲】 幹線道路整備事業（都市整備課）【再掲】 道路改良事業（都市整備課）【再掲】 舗装維持修繕事業（施設管理課）【再掲】	

2-5 医療施設及び医療関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

現状・課題等	中期まちづくり プラン
<p>○市全域及び府・周辺自治体等の広域にわたり多数の医療機関、ライフラインや道路の被害が発生（市全体が震度6以上の強震域、大雨等の木津川などの中内水氾濫などによる広域な浸水域）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりや地域医療に対する市民のニーズは極めて高く、市民が生涯を心身ともに健康で暮らせる環境づくりと、市民一人ひとりが主体的に、すべてのライフステージにつながる健康づくりに取組むことが必要である。 ・少子高齢化、家族のあり方や雇用環境の変化など社会構造の変化により、市民が生涯にわたって安定した生活を営み、安心して暮らすことのできる社会保障の役割は、ますます重要になっており、今後も持続可能な社会保障制度の確立のため制度改正などが予測されることから、適切に対応することが必要である。 ・こども家庭センターの機能向上や、気軽に地域子育て支援拠点施設を利用できる仕組みづくり、ファミリー・サポート・センター事業の援助会員の増員をはじめ、地域全体で子育てを支えながら、妊娠、出産、育児に対する切れ目のない支援を推進する必要がある。 ・各種保育サービスの充実や、子育て支援医療費助成、児童虐待未然防止など、こどもが健やかに育つ環境づくりに取り組む必要がある。 ・市が進める防災とともに、災害発生前、発生時、発生後の各段階で、市民自ら自助・共助により被害を小さくする減災の取組みを進める必要がある。 ・広域幹線道路が整備され、山手幹線が開通するなど、骨格となる幹線道路の整備が進んでおり、今後も道路網の整備を進めることが必要である。 	P43 〈3〉 1 P51 〈3〉 5 P55 〈4〉 1 P55 〈4〉 1 P21 〈1〉 1【再掲】 P73 〈5〉 2【再掲】
施策の推進方針	
<p>○平素からの健康づくりと医療体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯を通じた健康づくりを基礎として、ライフステージごとに健康課題を明確にし、その解決に向けた疾病予防や早期発見、早期治療などができる健康管理を促進する。 ・医療機関、事業所などの関係機関との連携を推進し、災害時にも対応できる地域医療体制の充実に努める。 ・予防接種や感染症予防の正しい知識の普及啓発など、感染症対策を進める。 ・市民が生涯にわたって安定した生活を営み、安心して暮らすことのできる介護保険や国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金などの制度に対する周知と啓発を進め、制度の健全で適正な運営を推進する。 ・こども家庭センターの機能向上や、気軽に地域子育て支援拠点施設を利用できる仕組みづくり、ファミリー・サポート・センター事業の援助会員の増員をはじめ、地域全体で子育てを支えながら、妊娠、出産、育児に対する切れ目のない支援を推進する。 ・各種保育サービスの充実や、子育て支援医療費助成、児童虐待未然防止など、こどもが健やかに育つ環境づくりに取り組む。 	

○市民、行政、関係機関が連携した防災・減災体制及び危機管理体制の強化

- ・防災訓練や自主防災組織の設置・育成などによる地域防災力を向上する。【再掲】
- ・府内体制の充実や関係機関との連携を密にする。【再掲】
- ・迅速・確実な防災情報伝達を強化する。【再掲】
- ・災害復興活動拠点として防災広場の整備を推進する。【再掲】

○支援ルートの確保・整備

- ・市の産業活力軸となる広域幹線道路や都市の骨格を形成する幹線道路の整備を促進する。【再掲】
- ・集落間や主要道路との接続道路の整備を進め、道路ネットワークの強化に努める。【再掲】

主な事業

健康づくり事業（健康推進課）
成人保健事業（健康推進課）
国民健康保険特定健康診査等事業（国保医療課）
後期高齢者健康診査事業（国保医療課）
後期高齢者医療人間ドック等助成事業（国保医療課）
診療所運営事業（健康推進課）
医師会等との連携事業（健康推進課）
感染症対策事業（健康推進課）
介護保険運営事務（介護保険課）
国民健康保険事務（国保医療課）
後期高齢者医療事務（国保医療課）
老人医療費助成事業（国保医療課）
重度心身障害者医療費助成事業（国保医療課）
ひとり親家庭医療費助成事業（国保医療課）
重度心身障害老人健康管理事業（国保医療課）
高齢者はり・きゅう・マッサージ助成事業（国保医療課）
母子保健事業（子育て支援課）
乳幼児健診事業（子育て支援課）
予防接種事業（子育て支援課）
伴走型相談支援事業（子育て支援課）
子育て支援拠点強化事業（子育て支援課）
子育て支援医療費助成事業（子育て支援課）
防災・減災・危機管理事業（安心まちづくり室）【再掲】
防災広場整備事業（安心まちづくり室）【再掲】
幹線道路整備促進事業（建設政策推進室）【再掲】
幹線道路整備事業（都市整備課）【再掲】
道路改良事業（都市整備課）【再掲】
舗装維持修繕事業（施設管理課）【再掲】

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

現状・課題等	中期まちづくり プラン
<p>○大規模災害により、最大約9,300人の避難者（生駒断層帯地震）が発生（市全体が震度6以上の強震域、大雨等の木津川などの外内水氾濫などによる広域な浸水域）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市が進める防災とともに、災害発生前、発生時、発生後の各段階で、市民自ら自助・共助により被害を小さくする減災の取組みを進める必要がある。 上下水道施設などインフラの耐震化を進める必要がある。 公共施設への太陽光発電の導入促進と、家庭用燃料電池や太陽光発電の設置を支援する必要がある。 老朽化する環境衛生センター緑泉園の更新について検討が必要である。 健康づくりや地域医療に対する市民のニーズは極めて高く、市民が生涯を心身ともに健康で暮らせる環境づくりと、市民一人ひとりが主体的に、すべてのライフステージにつながる健康づくりに取組むことが必要である。 昭和40年代から50年代に建設した学校施設が、一斉に更新時期を迎えるつあり、長寿命化の対応が必要である。 広域幹線道路が整備され、山手幹線が開通するなど、骨格となる幹線道路の整備が進んでおり、今後も道路網の整備を進めることが必要である。 	P21〈1〉1【再掲】 P21〈1〉1【再掲】 P39〈2〉3【再掲】 P75〈5〉3 P43〈3〉1【再掲】 P59〈4〉2【再掲】 P73〈5〉2【再掲】
施策の推進方針	
<p>○市民、行政、関係機関が連携した防災・減災体制及び危機管理体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災訓練や自主防災組織の設置・育成などによる地域防災力を向上する。【再掲】 庁内体制の充実や関係機関との連携を密にする。【再掲】 迅速・確実な防災情報伝達を強化する。【再掲】 避難所環境の整備を進める。 医療機関、事業所などの関係機関との連携を推進し、災害時にも対応できる地域医療体制の充実に努める。【再掲】 予防接種や感染症予防の正しい知識の普及啓発など、感染症対策を進める。【再掲】 <p>○施設・ライフラインの維持・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 上下水道施設などインフラの耐震化を進める。【再掲】 安全で安定的な水道水の確保のため、老朽化した管路の更新と耐震化などを推進するとともに、設備の省エネルギー対策に取り組む。【再掲】 し尿及び浄化槽汚泥などについて、適切かつ効率的な処理を進める。 学校施設の長寿命化を進める。【再掲】 市民、事業者、行政が相互に連携しながら、環境に配慮した省エネルギーへの取組みや再生可能エネルギーを活用して、温室効果ガスの排出を削減し、地球温暖化対策の取組みを推進する。【再掲】 <p>○物資供給のための幹線の整備・強化</p>	

- ・市の産業活力軸となる広域幹線道路や都市の骨格を形成する幹線道路の整備を促進する。【再掲】

- ・集落間や主要道路との接続道路の整備を進め、道路ネットワークの強化に努める。【再掲】

主な事業

防災・減災・危機管理事業（安心まちづくり室）【再掲】

老朽水管更新事業（上水道課）【再掲】

水道施設維持管理事業（上水道課（薪净水場））【再掲】

下水道施設のストックマネジメント事業（下水道課）【再掲】

医師会等との連携事業（健康推進課）【再掲】

感染症対策事業（健康推進課）【再掲】

学校施設長寿命化改良事業（学校教育課）【再掲】

幹線道路整備促進事業（建設政策推進室）【再掲】

幹線道路整備事業（都市整備課）【再掲】

道路改良事業（都市整備課）【再掲】

舗装維持修繕事業（施設管理課）【再掲】

地球温暖化対策推進事業（環境課）【再掲】

3-1 被災による現地の警察機能の低下による治安の悪化

現状・課題等	中期まちづくり プラン
<p>○市全域及び府・周辺自治体等広域にわたり警察などの治安機関の被害が発生（市全体が震度6以上の強震域、大雨等の木津川などの外内水氾濫などによる広域な浸水域）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察などの関係機関等と連携した地域防犯対策について、さらなる充実が必要である。 ・近年、金融商品やインターネットに関するトラブル、高齢者が巻き込まれる詐欺事件などが増加傾向にあり、消費者被害の未然防止の取組みが必要である。 ・市が進める防災とともに、災害発生前、発生時、発生後の各段階で、市民自ら自助・共助により被害を小さくする減災の取組みを進める必要がある。 ・広域幹線道路が整備され、山手幹線が開通するなど、骨格となる幹線道路の整備が進んでおり、今後も道路網の整備を進めることが必要である。 	P27 〈1〉 4 P27 〈1〉 4 P21 〈1〉 1【再掲】 P73 〈5〉 2【再掲】
施策の推進方針	
<p>○平素から防犯体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民、行政、警察の連携の下、街頭犯罪を抑止できる地域防犯体制の充実と、防犯灯や防犯カメラの設置など防犯環境の整備により、地域防犯対策を推進する。 ・消費生活相談体制の充実によって消費者の権利の尊重と自立の支援に取り組むとともに、生産者、事業者、行政の連携を図るなど、消費者被害対策を推進する。 <p>○市民、行政、関係機関が連携して適切に対応する防災・減災体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練や自主防災組織の設置・育成などによる地域防災力を向上する。【再掲】 ・府内体制の充実や関係機関との連携を密にする。【再掲】 ・迅速・確実な防災情報伝達を強化する。【再掲】 <p>○警察等の支援経路の確保・整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の産業活力軸となる広域幹線道路や都市の骨格を形成する幹線道路の整備を促進する。【再掲】 ・集落間や主要道路との接続道路の整備を進め、道路ネットワークの強化に努める。【再掲】 	
主な事業	
防犯推進事業（安心まちづくり室） 消費者行政推進事業（産業振興課） 幹線道路整備促進事業（建設政策推進室）【再掲】 幹線道路整備事業（都市整備課）【再掲】 道路改良事業（都市整備課）【再掲】 補装維持修繕事業（施設管理課）【再掲】	

3-2 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

現状・課題等	中期まちづくり プラン
○市全域及び府・周辺自治体等広域にわたり、人・建物・インフラなど、広範・多岐な被害が発生（①市全体が震度6以上の強震域、大雨等の木津川などの外内水氾濫などによる広域な浸水域 ②市外在住職員が約半数、施設は耐震化、非常用電源約30時間）	
・市が進める防災とともに、災害発生前、発生時、発生後の各段階で、市民自ら自助・共助により被害を小さくする減災の取組みを進める必要がある。	P21〈1〉1【再掲】
・災害復興活動拠点の整備が必要である。	P21〈1〉1
・受援体制の整備を進める必要がある。	P21〈1〉1
・高機能消防指令システムや耐震性防火水槽の設置、消防車両の更新など、消防施設と消防資機材の充実を図る必要がある。	P23〈1〉2【再掲】
・人口増加、企業の進出などにより高まる火災予防の重要性、災害の増加、大規模化などへの対応のためさらなる消防力の充実強化が必要である。	P23〈1〉2【再掲】
・地域における防災の要となる消防団については、団員の確保が困難となるなか、女性、学生、市内在勤者を含め、広く入団を促進し消防団員を確保することが必要である。	P23〈1〉2【再掲】
・防災・観光・文化分野の都市間交流を進めており、今後とも連携を進めていく必要がある。	P87〈6〉2
・環境衛生センター甘南備園ごみ焼却施設が更新時期を迎えており、新たな施設の整備が必要である。	P39〈2〉3
・ふるさとへの誇りや愛着を育み、都市格を高めることを目指してさらなる文化振興に取り組むとともに、新たな文化施設の整備に向けた検討を進める必要がある。	P65〈4〉4
・デジタル技術などの利活用による、市民の利便性の向上と事務の効率化を進める必要がある。	P89〈6〉3
・人材育成基本方針を定め、職員研修の実施や人事評価を導入するなど、職員の人材育成に取り組む必要がある。	P89〈6〉3
・新行政改革プランに基づき、経常収支比率の上昇抑制、財政シミュレーションにおける収支均衡を進めるとともに、市税の適正な課税と収納率の向上に取り組む必要がある。	P89〈6〉3
・PPP・PFIの促進をはじめ、公共施設における総合的なマネジメントの推進が必要である。	P89〈6〉3
・限られた資源を効率的に運用し最大の効果を上げるために、引き続き持続可能な行財政運営を推進することが必要である。	P89〈6〉3

施策の推進方針
<p>○市民、行政、関係機関が連携した防災・減災体制及び危機管理体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練や自主防災組織の設置・育成などによる地域防災力を向上する。【再掲】 ・災害復興活動拠点として防災広場の整備を推進する。 ・府内体制の充実や関係機関との連携を密にする。【再掲】 ・防災分野において関係自治体と連携を推進する。【再掲】 ・迅速・確実な防災情報伝達を強化する。【再掲】 ・常備消防力の強化や消防団員の確保、消防団組織の育成、強化により、総合的に消防力を高める。【再掲】 ・市民や事業所の防火意識の高揚を図ることにより火災予防を進める。【再掲】 ・救急救助体制の充実強化のため、救急救命士の育成とともに、市民に対して心肺蘇生法や自動体外式除細動器（AED）の取扱いなど、救命処置の普及を進める。【再掲】 ・デジタル技術などのさらなる利活用と、まちづくりプランにおける実効性のある進捗管理などにより、効率的・効果的な行政運営を推進する。 ・職員の資質向上や意識改革を推進するため、人材育成に取り組む。 ・新たな行政改革実行計画に基づき「行政経営改革」と「財政健全化」を推進するともに、適正な課税と収納率の向上に取り組むことで、持続可能な財政運営を推進する。 ・公共施設マネジメントを推進するとともに、民間の活力やノウハウを活用し、効率的で質の高いまちづくりを進める。
<p>○災害対策施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害復興活動拠点として防災広場の整備を推進する。 ・ごみ処理施設の整備を進める。 ・文化施設の整備を進める。
主な事業
<p>防災・減災・危機管理事業（安心まちづくり室）【再掲】</p> <p>防災広場整備事業（安心まちづくり室）</p> <p>消防体制検討事業（消防総務課）【再掲】</p> <p>消防団育成・強化事業（消防総務課）【再掲】</p> <p>消防資機材充実事業（警防課）【再掲】</p> <p>耐震性防火水槽整備事業（警防課）【再掲】</p> <p>消防車両購入事業（警防課）【再掲】</p> <p>消防指令システム共同化事業（通信指令室）【再掲】</p> <p>防火防災啓発事業（予防課）【再掲】</p> <p>防火意識啓発事業（消防課）【再掲】</p> <p>消防職員技能向上事業（警防課）【再掲】</p> <p>応急手当普及啓発事業（警防課）【再掲】</p> <p>広域行政推進事業（市民政策推進室・経済環境政策推進室）</p> <p>都市間交流等推進事業（市民参画課・安心まちづくり室・産業振興課・企画調整室）</p> <p>可燃ごみ広域処理施設整備事業〔エネルギー回収型廃棄物処理施設・循環型社会形成推進交付〕</p>

金] (ごみ広域処理推進課)

文化施設整備事業 (都市みらい課・文化・スポーツ振興課・社会教育課)

各種保育サービス事業 (保育幼稚園課)

DX推進事業 (デジタル情報課)

国民年金事務 (市民年金課)

第4次総合計画まちづくりプランレビュー (企画調整室)

人事評価事業 (職員課)

職員研修事業 (職員課)

働き方改革推進事業 (職員課)

行政改革推進事業 (企画調整室)

賦課徴収事業 (税務課)

公共施設マネジメント推進事業 (企画調整室)

4-1 電力供給停止による情報通信の麻痺・長期停止

現状・課題等	中期まちづくり プラン
<p>○市全体及び府・周辺自治体等の広域にわたりライフラインや道路の被害が発生（市全体が震度6以上の強震域、大雨等の木津川などの外内水氾濫などによる広域な浸水域）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市が進める防災とともに、災害発生前、発生時、発生後の各段階で、市民自ら自助・共助により被害を小さくする減災の取組みを進める必要がある。 公共施設への太陽光発電の導入促進と、家庭用燃料電池や太陽光発電の設置を支援する必要がある。 地球温暖化をはじめ環境問題が深刻化しており、環境負荷を可能な限り少なくし、持続可能な社会を形成するために、さらなる取組みが必要である。 広域幹線道路が整備され、山手幹線が開通するなど、骨格となる幹線道路の整備が進んでおり、今後も道路網の整備を進めることが必要である。 	P21〈1〉1【再掲】 P39〈2〉3【再掲】 P39〈2〉3【再掲】 P73〈5〉2【再掲】
施策の推進方針	
<p>○市民、行政、関係機関が連携した防災・減災体制及び危機管理体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災訓練や自主防災組織の設置・育成などによる地域防災力を向上する。【再掲】 府内体制の充実や関係機関との連携を密にする。【再掲】 迅速・確実な防災情報伝達を強化する。【再掲】 <p>○電力の供給対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民、事業者、行政が相互に連携しながら、環境に配慮した省エネルギーへの取組みや再生可能エネルギーを活用して、温室効果ガスの排出を削減し、地球温暖化対策の取組みを推進する。【再掲】 市民団体による環境保全活動を支援し、市民協働による環境施策を推進する。【再掲】 <p>○早期復旧のための幹線の整備・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 市の産業活力軸となる広域幹線道路や都市の骨格を形成する幹線道路の整備を促進する。【再掲】 集落間や主要道路との接続道路の整備を進め、道路ネットワークの強化に努める。【再掲】 	
主な事業	
防災・減災・危機管理事業（安心まちづくり室）【再掲】 ゼロカーボンオフィス推進事業（環境課）【再掲】 地球温暖化対策推進事業（環境課）【再掲】 環境保全活動支援事業（環境課）【再掲】 幹線道路整備促進事業（建設政策推進室）【再掲】 幹線道路整備事業（都市整備課）【再掲】 道路改良事業（都市整備課）【再掲】 舗装維持修繕事業（施設管理課）【再掲】	

4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達の遅れ

現状・課題等	中期まちづくり プラン
<p>○市全体及び府・周辺自治体等の広域にわたりライフライン（電気・水道・ガス・情報通信等）や道路の被害が発生（市全体が震度6以上の強震域、大雨等の木津川などの外内水氾濫などによる広域な浸水域）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災時において、防災メールや電話、FAXなど様々な手段を用いて情報提供を行う必要がある。 ・市が進める防災とともに、災害発生前、発生時、発生後の各段階で、市民自ら自助・共助により被害を小さくする減災の取組みを進める必要がある。 ・高機能消防指令システムの充実を図る必要がある。 ・災害の増加、大規模化などへの対応のためさらなる消防力の充実強化が必要である。 ・SNS等を活用した広報広聴と情報発信の充実が必要である。 ・広域幹線道路が整備され、山手幹線が開通するなど、骨格となる幹線道路の整備が進んでおり、今後も道路網の整備を進めることが必要である。 	P21〈1〉1【再掲】 P21〈1〉1【再掲】 P23〈1〉2【再掲】 P23〈1〉2【再掲】 P85〈6〉1 P73〈5〉2【再掲】
施策の推進方針	
<p>○市民、行政、関係機関が連携した防災・減災体制及び危機管理体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練や自主防災組織の設置・育成などによる地域防災力を向上する。【再掲】 ・府内体制の充実や関係機関との連携を密にする。【再掲】 ・迅速・確実な防災情報伝達体制を構築する。【再掲】 ・SNSなど多様なコミュニケーションツールを活用して広報広聴機能の充実と発信に努める。 ・常備消防力の強化や消防団員の確保、消防団組織の育成、強化により、総合的に消防力を高める。【再掲】 <p>○早期復旧のための幹線の整備・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の産業活力軸となる広域幹線道路や都市の骨格を形成する幹線道路の整備を促進する。【再掲】 ・集落間や主要道路との接続道路の整備を進め、道路ネットワークの強化に努める。【再掲】 	
主な事業	
<p>防災・減災・危機管理事業（安心まちづくり室）【再掲】</p> <p>消防指令システム共同化事業（通信指令室）【再掲】</p> <p>消防体制検討事業（消防総務課）【再掲】</p> <p>広報広聴事務（秘書広報課）</p> <p>幹線道路整備促進事業（建設政策推進室）【再掲】</p> <p>幹線道路整備事業（都市整備課）【再掲】</p> <p>道路改良事業（都市整備課）【再掲】</p> <p>舗装維持修繕事業（施設管理課）【再掲】</p>	

5-1 サプライチェーンの寸断等による農業・産業の生産力の低下

現状・課題等	中期まちづくり プラン
<p>○市全域及び府・周辺自治体等の広域にわたり農業・産業に被害が発生（市全体が震度6以上の強震域、大雨等の木津川などの外内水氾濫などによる広域な浸水域）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然とのバランスを大切にしながら、利便性が高く、質の高い集約型都市構造を形成していくことが必要である。 ・少子高齢化の進行や人口減少社会の到来に備え、持続可能なまちづくりを進めるため、拠点駅周辺においては、必要な都市機能の一層の集積を図り、更なる市街地整備と再生を進めることが必要である。 ・主要な特産物であるお茶や茄子などのブランド化に取り組む必要がある。 ・地産地消の促進や、京都田辺茄子などの選果、出荷に係る事業の推進が必要である。 ・農業の担い手は減少傾向にあり、一部には耕作放棄地も見られることから、新規就農者と農業後継者の確保を進めるとともに、農産品のブランド化などを通じて農業を活性化することが必要である。 ・企業間交流の促進、市民と企業の連携強化、産学連携による新産業創出など、地域とともに持続的に産業が発展できる環境づくりが必要である。 ・観光では、「お茶の京都」の取組みや温浴施設開業などで、観光入込客数が順調に増えており、今後は、観光客の市内の周遊を促し、さらなる経済効果を生み出すことが必要である。 ・広域幹線道路が整備され、山手幹線が開通するなど、骨格となる幹線道路の整備が進んでおり、今後も道路網の整備を進めることが必要である。 	P71 〈5〉 1 P71 〈5〉 1 P79 〈5〉 4 P79 〈5〉 4 P79 〈5〉 4 P79 〈5〉 4 P79 〈5〉 4 P79 〈5〉 4 P73 〈5〉 2【再掲】
施策の推進方針	
<p>○平素からの産業振興の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・玉露をはじめとするブランド力のある特産品の振興と販路開拓や幅広い食育による地産地消を推進するとともに、安定的な農業の担い手の確保と育成、農業経営の高度化、効率化を図るほか、農業基盤の整備を進める。 ・農地の保全と多様な活用を図り、魅力あふれる農業と農村を創造するとともに、基盤整備を促進する。 ・市内商工業の活性化を促進するために、商工業の担い手の支援と育成を図り、経営支援の強化に取り組むとともに、市民、企業の連携を強化する。 ・商業施設などが集積した便利で魅力ある空間の形成を目指し、だれもが買い物しやすい環境づくりに努める。 ・市民とともに魅力的な観光地をつくり、市民にも観光客にも癒しとやすらぎを提供し、「ひとやすみ」できるまちづくりを目指す。 ・周辺市町村との連携による広域的な観光施策を推進する。 ・産学連携による新産業の創出を促進するとともに、交通利便性を生かした企業用地の確保と 	

新たな企業立地を促進し、自主財源の確保と雇用の創出に取り組む。

○災害に強い産業施設の整備

- ・計画的な土地利用とコンパクトシティによるまちづくりを推進する。
- ・拠点駅周辺において、魅力的な都市環境を備えた利便性の高い市街地の整備、再生を進める。
- ・学術研究都市エリアの計画的な整備を促進する。

○早期復旧のための幹線の整備・強化

・市の産業活力軸となる広域幹線道路や都市の骨格を形成する幹線道路の整備を促進する。【再掲】

- ・集落間や主要道路との接続道路の整備を進め、道路ネットワークの強化に努める。【再掲】

主な事業

農業経営活性化支援事業（農政課）

集落営農等推進事業（農政課）

水田活用推進事業（農政課）

農業特産物振興事業（農政課）

地産地消・食育推進事業（農政課）

中山間地域・多面的機能保全活動支援事業（農政課）

土地改良事業（農政課）

鳥獣被害防止対策事業（農政課）

商工団体支援事業（産業振興課）

中小企業融資保証料・利子補給事業（産業振興課）

都市計画推進事業（計画交通課）

田辺北地区新市街地整備促進事業（都市みらい課）

新田辺駅東地区まちづくり促進事業（都市みらい課）

市民・企業連携推進事業（産業振興課）

駅前エリア商業活性化事業（産業振興課）

観光推進事業（産業振興課）

広域観光事業（産業振興課）

自転車を活用した地域づくり推進事業（文化・スポーツ振興課）

産業創出事業（産業振興課）

産業基盤整備事業（産業振興課・建設政策推進室）

学研都市建設等促進事業（企画調整室）

幹線道路整備促進事業（建設政策推進室）【再掲】

幹線道路整備事業（都市整備課）【再掲】

道路改良事業（都市整備課）【再掲】

舗装維持修繕事業（施設管理課）【再掲】

6-1 電気・ガス等のエネルギー供給の停止

現状・課題等	中期まちづくり プラン
<p>○市全体及び周辺自治体等の広域にわたりライフラインや道路の被害が発生 (市全体が震度6以上の強震域、大雨等の木津川などの外内水氾濫などによる 広域な浸水域)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市が進める防災とともに、災害発生前、発生時、発生後の各段階で、市民自ら自助・共助により被害を小さくする減災の取組みを進める必要がある。 公共施設への太陽光発電の導入促進と、家庭用燃料電池や太陽光発電の設置を支援する必要がある。 地球温暖化をはじめ環境問題が深刻化しており、環境負荷を可能な限り少なくし、持続可能な社会を形成するために、さらなる取組みが必要である。 広域幹線道路が整備され、山手幹線が開通するなど、骨格となる幹線道路の整備が進んでおり、今後も道路網の整備を進めることが必要である。 	P21〈1〉1【再掲】 P39〈2〉3【再掲】 P39〈2〉3【再掲】 P73〈5〉2【再掲】
施策の推進方針	
<p>○市民、行政、関係機関が連携した防災・減災体制及び危機管理体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災訓練や自主防災組織の設置・育成などによる地域防災力を向上する。【再掲】 府内体制の充実や関係機関との連携を密にする。【再掲】 迅速・確実な防災情報伝達を強化する。【再掲】 災害復興活動拠点として防災広場の整備を推進する。【再掲】 <p>○エネルギーの供給対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民、事業者、行政が相互に連携しながら、環境に配慮した省エネルギーへの取組みや再生可能エネルギーを活用して、温室効果ガスの排出を削減し、地球温暖化対策の取組みを推進する。【再掲】 市民団体による環境保全活動を支援し、市民協働による環境施策を推進する。【再掲】 <p>○早期復旧のための幹線の整備・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 市の産業活力軸となる広域幹線道路や都市の骨格を形成する幹線道路の整備を促進する。【再掲】 集落間や主要道路との接続道路の整備を進め、道路ネットワークの強化に努める。【再掲】 	
主な事業	
防災・減災・危機管理事業（安心まちづくり室）【再掲】 防災広場整備事業（安心まちづくり室）【再掲】 ゼロカーボンオフィス推進事業（環境課）【再掲】 地球温暖化対策推進事業（環境課）【再掲】 環境保全活動支援事業（環境課）【再掲】 幹線道路整備促進事業（建設政策推進室）【再掲】 幹線道路整備事業（都市整備課）【再掲】 道路改良事業（都市整備課）【再掲】 舗装維持修繕事業（施設管理課）【再掲】	

6-2 上下水道施設等の長期間にわたる供給停止

現状・課題等	中期まちづくり プラン
<p>○市全体及び周辺自治体等の広域にわたるライフラインや道路の被害が発生 (市全体が震度6以上の強震域、大雨等の木津川などの外内水氾濫などによる広域な浸水域)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市が進める防災とともに、災害発生前、発生時、発生後の各段階で、市民自ら自助・共助により被害を小さくする減災の取組みを進める必要がある。 水道施設などインフラの耐震化と定期的な改修を進めるとともに、環境負荷低減の取組みが必要である。 公共下水道（汚水）の整備がほぼ完了しているが、排水区域の拡大部分への対応や、未整備箇所への取組みが必要である。 これまでに整備した公共下水道や農業集落排水施設の老朽化による機能低下に備え、計画的な維持管理が必要である。 老朽化する環境衛生センター緑泉園の更新について検討が必要である。 広域幹線道路が整備され、山手幹線が開通するなど、骨格となる幹線道路の整備が進んでおり、今後も道路網の整備を進めることが必要である。 	P21〈1〉1【再掲】 P75〈5〉3【再掲】 P75〈5〉3 P75〈5〉3 P75〈5〉3 P73〈5〉2【再掲】
施策の推進方針	
<p>○市民、行政、関係機関が連携した防災・減災体制及び危機管理体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災訓練や自主防災組織の設置・育成などによる地域防災力を向上する。【再掲】 府内体制の充実や関係機関との連携を密にする。【再掲】 災害復興活動拠点として防災広場の整備を推進する。【再掲】 <p>○上下水道施設等の確保・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 上水道施設などインフラの耐震化を進める。【再掲】 安全で安定的な水道水の確保のため、老朽化した管路の更新と耐震化などを推進するとともに、設備の省エネルギー対策に取り組む。【再掲】 公共下水道（汚水）の事業計画に基づく整備を進めるとともに、これまでに整備した施設を安定的に利用できるよう、長寿命化事業などを計画的に実施することで、ライフサイクルコストの縮減に努める。 農業集落排水施設の適切な維持管理に努める。 し尿及び浄化槽汚泥などについて、適切かつ効率的な処理を進める。 <p>○早期復旧のための幹線の整備・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 市の産業活力軸となる広域幹線道路や都市の骨格を形成する幹線道路の整備を促進する。【再掲】 集落間や主要道路との接続道路の整備を進め、道路ネットワークの強化に努める。【再掲】 	
主な事業	
老朽水道管更新事業（上水道課）【再掲】 水道施設維持管理事業（上水道課（薪浄水場））【再掲】 上水道安定供給事業（上水道課（薪浄水場））【再掲】	

公共下水道整備事業（下水道課）

下水道施設のストックマネジメント事業（下水道課）【再掲】

し尿等の適正処理事業（清掃衛生課）

し尿処理施設再整備事業（清掃衛生課）

防災・減災・危機管理事業（安心まちづくり室）【再掲】

防災広場整備事業（安心まちづくり室）【再掲】

幹線道路整備促進事業（建設政策推進室）【再掲】

幹線道路整備事業（都市整備課）【再掲】

道路改良事業（都市整備課）【再掲】

舗装維持修繕事業（施設管理課）【再掲】

6-3 地域交通インフラの長期間にわたる機能停止

現状・課題等	中期まちづくり プラン
<p>○市全体及び周辺自治体等の広域にわたり、多数の建物等の倒壊（大規模地震により約 8,170 栋）や道路被害が発生（市全体が震度 6 以上の強震域、大雨等の木津川などの外内水氾濫などによる広域な浸水域）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域幹線道路が整備され、山手幹線が開通するなど、骨格となる幹線道路の整備が進んでおり、今後も道路網の整備を進めることが必要である。 ・橋梁などインフラの耐震化を進める必要がある。 ・豊かな自然とのバランスを大切にしながら、利便性が高く、質の高い集約型都市構造を形成していくことが必要である。 ・将来的に空家の増加に伴う諸問題が顕在化、深刻化することが懸念されており、予防策に重点を置いた対策が必要である。 ・警察や地域住民などと情報共有を図りながら、交通事故「ゼロ」を目標に取り組むことが必要である。 ・公共交通ネットワークについては、運転士不足など、深刻な課題があり、持続可能なネットワークの形成が必要である。 	P73 〈5〉 2 【再掲】 P21 〈1〉 1 【再掲】 P71 〈5〉 1 P75 〈5〉 3 【再掲】 P27 〈1〉 4 P73 〈5〉 2
施策の推進方針	
<p>○強靭な道路・交通網の整備及び被害の回避・復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の産業活力軸となる広域幹線道路や都市の骨格を形成する幹線道路の整備を促進する。【再掲】 ・集落間や主要道路との接続道路の整備を進め、道路ネットワークの強化に努める。【再掲】 ・橋梁などインフラの耐震化を進める。【再掲】 ・新たなまちづくりに合わせた良好な市街地景観の形成を促進する。 ・住宅のライフサイクルに応じた空家対策など、住宅地の環境整備を進める。【再掲】 ・警察や関係行政機関と連携の下、本市で発生した交通事故を調査、分析し、効果的な対策を実施する。 ・こどもから高齢者まですべての市民を交通事故から守るため、警察や学校をはじめとする、関係団体と情報共有を図りながら、交通安全対策を推進する。 ・バス交通をはじめ、鉄道やタクシーなどの事業者との連携を図る会議体を設置し、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を目指す。 	
主な事業	
<p>通学安全対策事業（学校教育課）</p> <p>幹線道路整備促進事業（建設政策推進室）【再掲】</p> <p>幹線道路整備事業（都市整備課）【再掲】</p> <p>道路改良事業（都市整備課）【再掲】</p> <p>舗装維持修繕事業（施設管理課）【再掲】</p> <p>橋梁長寿命化修繕・耐震補強事業（施設管理課・都市整備課）【再掲】</p> <p>都市計画推進事業（計画交通課）【再掲】</p>	

空家等対策事業（開発指導課）【再掲】

交通安全対策事業（計画交通課）

地域公共交通計画策定事業（計画交通課）

7-1 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

現状・課題等	中期まちづくり プラン
<p>○市全体及び周辺自治体等の広域にわたり、多数の建物等の倒壊（大規模地震により約8,170棟）や道路被害が発生（市全体が震度6以上の強震域、大雨等の木津川などの外内水氾濫などによる広域な浸水域）</p> <ul style="list-style-type: none"> 木造住宅の耐震化や危険ブロック塀等の撤去を促進するとともに、橋梁などインフラの耐震化を進める必要がある。 昭和40年代から50年代に建設した学校施設が、一斉に更新時期を迎つつあり、長寿命化の対応が必要である。 市営住宅の長寿命化に向けた修繕や改善工事を進めており、さらなる推進が必要である。 将来的に空家の増加に伴う諸問題が顕在化、深刻化することが懸念されており、予防策に重点を置いた対策が必要である。 広域幹線道路が整備され、山手幹線が開通するなど、骨格となる幹線道路の整備が進んでおり、今後も道路網の整備を進めることが必要である。 	P21〈1〉1【再掲】 P59〈4〉2【再掲】 P75〈5〉3【再掲】 P75〈5〉3【再掲】 P73〈5〉2【再掲】
施策の推進方針	
<p>○施設の耐震化等</p> <ul style="list-style-type: none"> 木造住宅への耐震診断士の派遣、耐震改修、危険ブロック塀等の撤去を促進するとともに、橋梁などインフラの耐震化を進める。【再掲】 学校施設の長寿命化、幼稚園・保育所施設の老朽化対策を幼保連携型認定こども園の整備などに併せて計画的に実施する。【再掲】 住宅のライフサイクルに応じた空家対策など、住宅地の環境整備を進めるとともに、市営住宅の維持管理を計画的に実施する。【再掲】 <p>○交通路の維持・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 市の産業活力軸となる広域幹線道路や都市の骨格を形成する幹線道路の整備を促進する。【再掲】 集落間や主要道路との接続道路の整備を進め、道路ネットワークの強化に努める。【再掲】 	
主な事業	
防災・減災・危機管理事業（安心まちづくり室）【再掲】 住宅耐震化等促進事業（開発指導課）【再掲】 空家等対策事業（開発指導課）【再掲】 橋梁長寿命化修繕・耐震補強事業（施設管理課・都市整備課）【再掲】 幹線道路整備促進事業（建設政策推進室）【再掲】 幹線道路整備事業（都市整備課）【再掲】 道路改良事業（都市整備課）【再掲】 舗装維持修繕事業（施設管理課）【再掲】 幼稚園・保育所再編整備事業（保育幼稚園課）【再掲】 学校施設長寿命化改良事業（学校教育課）【再掲】	

市営住宅長寿命化改修等事業（開発指導課）【再掲】

7-2 ため池・ダム・防災施設等の損壊・機能不全による二次災害

現状・課題等	中期まちづくり プラン
<p>○市内に多数のため池が存在するとともに木津川上流に高山ダムが存在（市全体が震度6以上の強震域、大雨等の木津川などの外内水氾濫などによる広域な浸水域）</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市は、断面の狭小な天井川や、木津川の水位上昇に伴う排水橈門の閉鎖によって内水排除が困難となる浸水想定区域を多く抱えており、従来の想定をはるかに超えた近年の台風やゲリラ豪雨から市民の安全・安心を確保するために、治水対策を重点的に進めることが必要である。 市が進める防災とともに、災害発生前、発生時、発生後の各段階で、市民自ら自助・共助により被害を小さくする減災の取組みを進める必要がある。 広域幹線道路が整備され、山手幹線が開通するなど、骨格となる幹線道路の整備が進んでおり、今後も道路網の整備を進めることが必要である。 	P25〈1〉3【再掲】 P21〈1〉1【再掲】 P73〈5〉2【再掲】
施策の推進方針	
<p>○治水対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 天井川の切下げ改修や断面拡幅などによる河川整備を促進する。【再掲】 橈門改修や強制排水施設の整備による内水排除対策を促進する。【再掲】 市内各所に存在する排水困難地について、小河川及び排水路の整備を進める。【再掲】 <p>○市民、行政、関係機関が連携した防災・減災体制及び危機管理体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災訓練や自主防災組織の設置・育成などによる地域防災力を向上する。【再掲】 庁内体制の充実や関係機関との連携を密にする。【再掲】 災害復興活動拠点として防災広場の整備を推進する。【再掲】 <p>○早期復旧のための幹線の整備・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 市の産業活力軸となる広域幹線道路や都市の骨格を形成する幹線道路の整備を促進する。【再掲】 集落間や主要道路との接続道路の整備を進め、道路ネットワークの強化に努める。【再掲】 	
主な事業	
内水排除対策等促進事業（建設政策推進室）【再掲】 土地改良事業（農政課） 河川改修事業（都市整備課）【再掲】 排水路整備事業（都市整備課）【再掲】 防災・減災・危機管理事業（安心まちづくり室）【再掲】 防災広場整備事業（安心まちづくり室） ため池ハザードマップ整備事業（農政課） 幹線道路整備促進事業（建設政策推進室）【再掲】 幹線道路整備事業（都市整備課）【再掲】 道路改良事業（都市整備課）【再掲】 舗装維持修繕事業（施設管理課）【再掲】	

7-3 有害物質の大規模拡散

現状・課題等	中期まちづくり プラン
<p>○市全域及び周辺自治体等の広域にわたり、有害物質に関する施設に被害が発生（市全体が震度6以上の強震域、大雨等の木津川などの外内水氾濫などによる広域な浸水域）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質、騒音などの環境調査や、市内河川の水質検査などを継続的に実施し、良好な生活環境を保全する必要がある。 ・環境パトロールなどにより、不法投棄の防止に取り組む必要がある。 ・広域幹線道路が整備され、山手幹線が開通するなど、骨格となる幹線道路の整備が進んでおり、今後も道路網の整備を進めることが必要である。 ・水道施設などインフラの耐震化と定期的な改修を進めるとともに、環境負荷低減の取組みが必要である。 ・これまでに整備した公共下水道や農業集落排水施設の老朽化による機能低下に備え、計画的な維持管理が必要である。 ・老朽化する環境衛生センター緑泉園の更新について検討が必要である。 	P37〈2〉2 P37〈2〉2 P73〈5〉2【再掲】 P75〈5〉3【再掲】 P75〈5〉3【再掲】 P75〈5〉3【再掲】
施策の推進方針	
<p>○平素から有害物質等の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質や騒音、不法投棄などへの監視体制の強化に努める。 <p>○上下水道施設等の確保・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上下水道施設などインフラの耐震化を進める。【再掲】 ・安全で安定的な水道水の確保のため、老朽化した管路の更新と耐震化などを推進するとともに、設備の省エネルギー対策に取り組む。【再掲】 ・農業集落排水施設の適切な維持管理に努める。【再掲】 ・し尿及び浄化槽汚泥などについて、適切かつ効率的な処理を進める。【再掲】 <p>○早期復旧のための幹線の整備・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の産業活力軸となる広域幹線道路や都市の骨格を形成する幹線道路の整備を促進する。【再掲】 ・集落間や主要道路との接続道路の整備を進め、道路ネットワークの強化に努める。【再掲】 	
主な事業	
環境保全事業（環境課） 水質・騒音・振動調査事業（環境課） 不法投棄等監視体制強化事業（環境課） 老朽水道管更新事業（上水道課）【再掲】 下水道施設のストックマネジメント事業（下水道課）【再掲】 し尿等の適正処理事業（清掃衛生課）【再掲】 し尿処理施設再整備事業（清掃衛生課）【再掲】 幹線道路整備促進事業（建設政策推進室）【再掲】 幹線道路整備事業（都市整備課）【再掲】 道路改良事業（都市整備課）【再掲】	

舗裝維持修繕事業（施設管理課）【再掲】

7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

現状・課題等	中期まちづくり プラン
<p>○市全体及び周辺自治体等の広域にわたり農地・森林等に被害が発生（市全体が震度6以上の強震域、大雨等の木津川などの外内水氾濫などによる広域な浸水域、市内に160箇所の土砂災害警戒区域を指定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要な特産物であるお茶や茄子などのブランド化に取り組む必要がある。 ・地産地消の促進や、京都田辺茄子などの共同選果、共同出荷を促進する共同出荷推進事業に取り組む必要がある。 ・農業の担い手は減少傾向にあり、一部には耕作放棄地も見られることから、新規就農者と農業後継者の確保を進めるとともに、農産品のブランド化などを通じて農業を活性化することが必要である。 ・広域幹線道路が整備され、山手幹線が開通するなど、骨格となる幹線道路の整備が進んでおり、今後も道路網の整備を進めが必要である。 	P79〈5〉4【再掲】 P79〈5〉4【再掲】 P79〈5〉4【再掲】 P73〈5〉2【再掲】
施策の推進方針	
<p>○平素からの維持・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・玉露をはじめとするブランド力のある特産品の振興と販路開拓や幅広い食育による地産地消を推進するとともに、安定的な農業の担い手の確保と育成、農業経営の高度化、効率化を図るほか、農業基盤の整備を進める。【再掲】 ・農地の保全と多様な活用を図り、魅力あふれる農業と農村を創造するとともに、基盤整備を促進する。【再掲】 <p>○早期復旧のための幹線の整備・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の産業活力軸となる広域幹線道路や都市の骨格を形成する幹線道路の整備を促進する。【再掲】 ・集落間や主要道路との接続道路の整備を進め、道路ネットワークの強化に努める。【再掲】 	
主な事業	
農業経営活性化支援事業（農政課）【再掲】 集落営農等推進事業（農政課）【再掲】 水田活用推進事業（農政課）【再掲】 農業特産物振興事業（農政課）【再掲】 地産地消・食育推進事業（農政課）【再掲】 中山間地域・多面的機能保全活動支援事業（農政課）【再掲】 土地改良事業（農政課）【再掲】 鳥獣被害防止対策事業（農政課）【再掲】 幹線道路整備促進事業（建設政策推進室）【再掲】 幹線道路整備事業（都市整備課）【再掲】 道路改良事業（都市整備課）【再掲】 舗装維持修繕事業（施設管理課）【再掲】	

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

現状・課題等	中期まちづくり プラン
<p>○市全体及び府・周辺自治体等の広域にわたり、人・建物・ライフラインなど、広範・多岐に被害が発生（市全体が震度6以上の強震域、大雨等の木津川などの外内水氾濫などによる広域な浸水域）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化・再資源化や適正な処理を推進する必要がある。 ・環境衛生センター・甘南備園ごみ焼却施設が更新時期を迎えており、新たな施設の整備が必要である。 ・広域幹線道路が整備され、山手幹線が開通するなど、骨格となる幹線道路の整備が進んでおり、今後も道路網の整備を進めることが必要である。 	P39〈2〉3 P39〈2〉3【再掲】 P73〈5〉2【再掲】
施策の推進方針	
<p>○平素からの廃棄物処理の体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化・再資源化や適正な処理を推進する。 ・環境負荷が少ないごみ処理施設の整備を目指し、枚方市との可燃ごみ処理の広域化による取組みを進める。【再掲】 <p>○早期処理のための幹線の整備・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の産業活力軸となる広域幹線道路や都市の骨格を形成する幹線道路の整備を促進する。【再掲】 ・集落間や主要道路との接続道路の整備を進め、道路ネットワークの強化に努める。【再掲】 	
主な事業	
<p>ごみ適正処理事業（清掃衛生課）</p> <p>ごみ減量化推進事業（清掃衛生課）</p> <p>可燃ごみ広域処理施設整備事業【エネルギー回収型廃棄物処理施設・循環型社会形成推進交付金】（ごみ広域処理推進課）【再掲】</p> <p>幹線道路整備促進事業（建設政策推進室）【再掲】</p> <p>幹線道路整備事業（都市整備課）【再掲】</p> <p>道路改良事業（都市整備課）【再掲】</p> <p>舗装維持修繕事業（施設管理課）【再掲】</p>	

8-2 復旧・復興を担う体制等（専門家、労働者、地域に精通した技術者等）の不足

現状・課題等	中期まちづくり プラン
<p>○市全体及び府・周辺自治体等の広域にわたり人・建物・ライフラインなど、広範・多岐に被害が発生（市全体が震度6以上の強震域、大雨等の木津川などの外内水氾濫などによる広域な浸水域）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市が進める防災とともに、災害発生前、発生時、発生後の各段階で、市民自ら自助・共助により被害を小さくする減災の取組みを進める必要がある。 災害ボランティアセンターなど関係機関との連携を強化する必要がある。 地域における防災の要となる消防団については、団員の確保が困難となるなか、女性、学生、市内在勤者を含め、広く入団を促進し消防団員を確保することが必要である。 地域ごとの関係機関の連絡体制の構築とボランティアを含めたネットワーク体制づくりが必要である。 中核となる社会福祉協議会と連携して、地域におけるボランティア団体の育成支援と、市民のボランティア参加の促進に向けた環境づくりに取り組むことが必要である。 高齢者が生涯を不安なく、生きがいを持って住み続けることができる地域社会を形成するために、高齢者を地域全体で支えていく仕組みづくりが必要である。 限られた財源のなかで、複雑多様化する市民ニーズに的確に対応するため、市民参画・協働を推進するとともに、区・自治会をはじめとしたコミュニティ組織の活動や、市民活動団体、学生団体の活動に対する支援が必要である。 市民協働の担い手を育成することに加え、有益な情報が集まり、専門的な支援を受けられる活動拠点の整備が必要である。 	P21〈1〉1【再掲】 P21〈1〉1【再掲】 P23〈1〉2【再掲】 P45〈3〉2 P45〈3〉2 P47〈3〉3 P85〈6〉1 P85〈6〉1
施策の推進方針	
<p>○市民、行政、関係機関が連携した防災・減災体制及び危機管理体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災訓練や自主防災組織の設置・育成などによる地域防災力を向上する。【再掲】 庁内体制の充実や関係機関との連携を密にする。【再掲】 災害ボランティアセンターなど関係機関と連携した広域受援体制を整備する。【再掲】 消防団員の確保、消防団組織の育成・強化を図る。【再掲】 <p>○平素からのコミュニティーの構築・醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民主体の福祉活動と様々な団体、企業などがそれぞれの特徴を生かしながら協力し合う仕組みを構築し、地域ぐるみの福祉のまちづくりを推進する。 民生委員・児童委員の活動強化に取り組むなど、地域福祉活動の推進体制の充実を図るとともに、社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動拠点の充実に努める。 地域包括ケアシステムを充実させるため、医療、介護、福祉の関係機関の連携を進めるなど、高齢者などに対する包括的な支援を推進する。 市民によるまちづくりへの主体的な活動を支援するなど、市民参画・協働の推進と地域コミ 	

ユニティの活性化を図る。

- ・市民活動団体やコミュニティ組織などが持続して発展するための活動拠点の充実を進める。
- ・災害時応援協定及び災害時協力事業所登録制度により関係団体との連携の強化を推進する。

主な事業

防災・減災・危機管理事業（安心まちづくり室）【再掲】

消防団育成・強化事業（消防総務課）【再掲】

重層的支援体制整備事業（社会福祉課）

絆ネット支援事業（社会福祉課）

地域福祉活動の拠点づくり事業（社会福祉課）

認知症施策推進事業（高齢者支援課）

地域包括支援センター運営事業（高齢者支援課）

生活支援体制整備事業（高齢者支援課）

市民協働推進事業（市民参画課）

8-3 地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興の大幅な遅れ

現状・課題等	中期まちづくり プラン
<p>○市全体及び府・周辺自治体等の広域にわたり人・建物・ライフラインなど、広範・多岐に被害が発生（市全体が震度6以上の強震域、大雨等の木津川などの外内水氾濫などによる広域な浸水域）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が進める防災とともに、災害発生前、発生時、発生後の各段階で、市民自ら自助・共助により被害を小さくする減災の取組みを進める必要がある。 ・災害ボランティアセンターなど関係機関との連携を強化する必要がある。 ・地域における防災の要となる消防団については、団員の確保が困難となるなか、女性、学生、市内在勤者を含め、広く入団を促進し消防団員を確保することが必要である。 ・留学生や技能実習を目的とした外国人住民も増加傾向にあることから、多文化交流による相互理解の促進や外国人住民が暮らしやすい環境づくりが必要である。 ・人権侵害に迅速に対応できる体制が必要である。 ・性別に基づく固定的な役割分担意識が根強くあることから、男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会に向けたさらなる取組が必要である。 ・公園を活用し、多様な市民が緑に親しむ交流拠点づくりや計画的な公園施設の更新を進める必要がある。 ・地域ごとの関係機関の連絡体制の構築とボランティアを含めたネットワーク体制づくりが必要である。 ・中核となる社会福祉協議会と連携して、地域におけるボランティア団体の育成支援と、市民のボランティア参加の促進に向けた環境づくりに取り組むことが必要である。 ・高齢者が生涯を不安なく、生きがいを持って住み続けることができる地域社会を形成するために、高齢者を地域全体で支えていく仕組みづくりが必要である。 ・高齢者が社会の一員として、生活を楽しみ、生きがいを持って、地域社会に貢献できる環境づくりが必要である。 ・障がいのある人の地域における生活の維持・継続の推進を図るため、地域生活支援拠点の整備を進めるとともに、相談支援の質を向上する必要がある。 ・こどもとの接触経験の少なさから、育児に不安を抱える保護者が多く見受けられるため、子育て支援のさらなる充実と、地域住民が積極的に子育てに関わることが必要である。 ・多様な教育・保育ニーズに対応していくため、「幼保連携型認定こども園」の導入を進めるほか、市立幼稚園及び保育施設の老朽化対策が必要である。 ・昭和40年代から50年代に建設した学校施設が、一斉に更新時期を迎えることがあり、長寿命化の対応が必要である。 	P21〈1〉1【再掲】 P21〈1〉1【再掲】 P23〈1〉2【再掲】 P29〈1〉5 P31〈1〉6 P31〈1〉6 P35〈2〉1 P45〈3〉2【再掲】 P45〈3〉2【再掲】 P47〈3〉3【再掲】 P47〈3〉3 P49〈3〉4 P55〈4〉1 P59〈4〉2【再掲】 P59〈4〉2【再掲】

・全てのこども・若者が健やかに成長し、自立、活躍できる社会を目指して、青少年の健全育成事業や家庭教育の推進に取り組む必要がある。	P63 〈4〉 3
・社会環境が目まぐるしく変化するなかで、引き続き、青少年を地域社会全体で見守り、育てることが必要である。	P63 〈4〉 3
・市の未来を支える幅広い人材を、生涯学習を通じて育成していくことが必要である。	P63 〈4〉 3
・市民のだれもがそれぞれのライフステージ、体力、目的や意欲などに応じ、生涯にわたって、健康で健全な生活を実現するため、生活の一部としてスポーツを取り入れられるよう施策を展開することが必要である。	P67 〈4〉 5
・限られた財源のなかで、複雑多様化する市民ニーズに的確に対応するため、市民参画・協働を推進するとともに、区・自治会をはじめとしたコミュニティ組織の活動や、市民活動団体、学生団体の活動に対する支援が必要である。	P85 〈6〉 1【再掲】
・市民協働の担い手を育成することに加え、有益な情報が集まり、専門的な支援を受けられる活動拠点の整備が必要である。	P85 〈6〉 1【再掲】

施策の推進方針

○市民、行政、関係機関が連携した防災・減災体制及び危機管理体制の整備

- ・防災訓練や自主防災組織の設置・育成などによる地域防災力を向上する。【再掲】
- ・府内体制の充実や関係機関との連携を密にする。【再掲】
- ・災害ボランティアセンターなど関係機関と連携した広域受援体制を整備する。【再掲】
- ・消防団員の確保、消防団組織の育成・強化を図る。【再掲】
- ・災害復興活動拠点として防災広場の整備を推進する。【再掲】

○平素からのコミュニティーの構築・醸成

- ・市民が行う国際交流の取組みへの支援などを通じて、交流の輪を広げ、市民の国際理解の促進に努めるとともに、行政情報の「やさしい日本語」化や多言語化など、外国人が暮らしやすいまちづくりを進める。
- ・人権意識の高揚を図るとともに、生涯を通じて人権の大切さを学ぶ人権教育・啓発を推進する。
- ・男女共同参画社会の実現に向けて、市民への意識啓発を行うとともに、市民、事業者、行政がそれぞれの責務を果たすよう努め、相互に連携・協力して取組を進める。
- ・地域住民主体の福祉活動と様々な団体、企業などがそれぞれの特徴を生かしながら協力し合う仕組みを構築し、地域ぐるみの福祉のまちづくりを推進する。【再掲】
- ・民生委員・児童委員の活動強化に取り組むなど、地域福祉活動の推進体制の充実を図るとともに、社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動拠点の充実に努める。【再掲】
- ・高齢者の生活支援と介護予防を推進し、地域全体で高齢者を支える体制づくりを目指す。
- ・地域包括ケアシステムを充実させるため、医療、介護、福祉の関係機関の連携を進めるなど、高齢者などに対する包括的な支援を推進する。【再掲】
- ・高齢者の健康維持、社会参加の促進、生きがいづくりに向けた取組みを進める。
- ・障がい者（児）の日常生活や社会参加に必要な一人ひとりに応じた支援を、個人や家族だけの課題とするのではなく、地域全体の理解と協力のもとで受けることができるよう、障がい者

福祉サービスの充実を図るとともに、障がいのある人の自立と社会参加を促進する。

- ・こども家庭センターの機能向上や、気軽に地域子育て支援拠点施設を利用できる仕組みづくり、ファミリー・サポート・センター事業の援助会員の増員をはじめ、地域全体で子育てを支えながら、妊娠、出産、育児に対する切れ目のない支援を推進する。
- ・次代を担う青少年が、様々な立場の人々との交流を通じて社会への理解を深めることができよう、社会貢献や社会参加に関わる機会の創出に努める。
- ・家庭、地域、学校、事業者、行政などが連携して、悩みや相談に対応できる体制を整備するなど、青少年が明るく健全に育つ環境づくりを推進する。
- ・生涯学習社会の実現に向け、市民の学習機会の充実を図り、市民や団体による活動を支援し、その担い手となる人材の育成に努めるとともに、拠点機能の充実を図る。
- ・市民によるまちづくりへの主体的な活動を支援するなど、市民参画・協働の推進と地域コミュニティの活性化を図る。【再掲】

○地域コミュニティのための拠点の整備

- ・公園を活用し、多様な市民が縁に親しむ交流拠点づくりや計画的な公園施設の更新を進める。
- ・学校施設の長寿命化、幼稚園・保育所施設の老朽化対策を幼保連携型認定こども園の整備などに併せて計画的に実施する。【再掲】
- ・市民ニーズに対応した、スポーツ施設の管理、運営の充実、野外活動センターの活用など、スポーツ・レクリエーション活動拠点の充実に努める。
- ・市民活動団体やコミュニティ組織などが持続して発展するための活動拠点の充実を進める。

【再掲】

主な事業

防災・減災・危機管理事業（安心まちづくり室）【再掲】

防災広場整備事業（安心まちづくり室）

消防団育成・強化事業（消防総務課）【再掲】

友好交流事業（市民参画課）

多文化共生事業（市民参画課・安心まちづくり室・社会教育課・社会福祉課）

人権啓発推進事業（人権啓発推進課）

人権教育推進事業（人権啓発推進課・社会教育課）

三山木福祉会館運営事業（人権啓発推進課）

障がいのある人への理解促進研修・啓発事業（障がい福祉課）

男女共同参画推進事業（人権啓発推進課）

女性交流支援ルーム運営事業（人権啓発推進課）

田辺公園拡張整備事業（公園緑地課）

公園施設長寿命化対策事業（公園緑地課）

~~田辺中央体育館等改修事業（文化・スポーツ振興課）~~

重層的支援体制整備事業（社会福祉課）【再掲】

絆ネット支援事業（社会福祉課）【再掲】

地域福祉活動の拠点づくり事業（社会福祉課）【再掲】

新しい介護予防・日常生活支援総合事業（高齢者支援課）

高齢者在宅生活支援事業（高齢者支援課）
認知症施策推進事業（高齢者支援課）【再掲】
地域包括支援センター運営事業（高齢者支援課）【再掲】
生活支援体制整備事業（高齢者支援課）【再掲】
高齢者いきいきポイント事業（高齢者支援課）
高齢者の身近な居場所づくり支援事業（高齢者支援課）
老人福祉センター等運営事業（高齢者支援課）
老人クラブ助成事業（高齢者支援課）
シルバー人材センター助成事業（高齢者支援課）
自立支援給付事業（障がい福祉課）
地域生活支援事業（障がい者福祉サービス）（障がい福祉課）
地域生活支援事業（社会参加促進）（障がい福祉課）
障がい者権利擁護推進事業（障がい福祉課）
障がい者就労支援事業（障がい福祉課）
障がい者団体活動等支援事業（障がい福祉課）
児童育成事業（育児支援関連）（子育て支援課）
児童館事業（子育て支援課）
幼稚園・保育所再編整備事業（保育幼稚園課）【再掲】
民間保育園等整備事業（保育幼稚園課）
青少年健全育成事業（社会教育課）
家庭教育推進事業（社会教育課）
生涯学習推進・支援事業（社会教育課）
中央公民館の講座等開設事業（社会教育課）
社会教育関係団体等支援事業（社会教育課）
住民センター管理運営事業（市民参画課）
分館公民館維持管理事業（社会教育課）
スポーツ推進事業（文化・スポーツ振興課）
体育振興事業（文化・スポーツ振興課）
体育団体等育成事業（文化・スポーツ振興課）
スポーツ合宿等による交流事業（文化・スポーツ振興課）
自転車を活用した地域づくり推進事業（文化・スポーツ振興課）
ワールドマスターズゲームズ開催事業（文化・スポーツ振興課）
有料公園施設運営事業（文化・スポーツ振興課）
野外活動施設整備事業（文化・スポーツ振興課）
市民協働推進事業（市民参画課）【再掲】
地域力創造事業（市民参画課）

8-4 高速道路等の基幹インフラの損壊により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

現状・課題等	中期まちづくり プラン
<p>○市全体及び府・周辺自治体等の広域にわたりライフラインや道路の被害が発生（市全体が震度6以上の強震域、大雨等の木津川などの外内水氾濫などによる広域な浸水域）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域幹線道路が整備され、山手幹線が開通するなど、骨格となる幹線道路の整備が進んでおり、今後も道路網の整備を進めることが必要である。 ・橋梁などインフラの耐震化を進める必要がある。 	P73〈5〉2【再掲】 P21〈1〉1【再掲】
施策の推進方針	
<p>○道路網の整備・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の産業活力軸となる広域幹線道路や都市の骨格を形成する幹線道路の整備を促進する。【再掲】 ・集落間や主要道路との接続道路の整備を進め、道路ネットワークの強化に努める。【再掲】 ・橋梁などインフラの耐震化を進める。【再掲】 	
主な事業	
幹線道路整備促進事業（建設政策推進室）【再掲】 幹線道路整備事業（都市整備課）【再掲】 道路改良事業（都市整備課）【再掲】 舗装維持修繕事業（施設管理課）【再掲】 橋梁長寿命化修繕・耐震補強事業（施設管理課・都市整備課）【再掲】	

8-5 液状化現象や地盤沈下等による広域かつ長期にわたる浸水被害の発生により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

現状・課題等	中期まちづくり プラン
<p>○被害が府・周辺自治体等の広域にわたり、市の市街地・集落では液状化が発生（市全体が震度6以上の強震域、大雨等の木津川などの外内水氾濫などによる広域な浸水域）</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市は、断面の狭小な天井川や、木津川の水位上昇に伴う排水樋門の閉鎖によって内水排除が困難となる浸水想定区域を多く抱えており、従来の想定をはるかに超えた近年の台風やゲリラ豪雨から市民の安全・安心を確保するために、治水対策を重点的に進めることが必要である。 市が進める防災とともに、災害発生前、発生時、発生後の各段階で、市民自ら自助・共助により被害を小さくする減災の取組みを進める必要がある。 豊かな自然とのバランスを大切にしながら、利便性が高く、質の高い集約型都市構造を形成していくことが必要である。 少子高齢化の進行や人口減少社会の到来に備え、持続可能なまちづくりを進めるため、拠点駅周辺においては、必要な都市機能の一層の集積を図り、更なる市街地整備と再生を進めることが必要である。 広域幹線道路が整備され、山手幹線が開通するなど、骨格となる幹線道路の整備が進んでおり、今後も道路網の整備を進めることが必要である。 	P25〈1〉3【再掲】 P21〈1〉1【再掲】 P71〈5〉1【再掲】 P71〈5〉1【再掲】 P73〈5〉2【再掲】
施策の推進方針	
<p>○治水対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 天井川の切下げ改修や断面拡幅などによる河川整備を促進する。【再掲】 樋門改修や強制排水施設の整備による内水排除対策を促進する。【再掲】 市内各所に存在する排水困難地について、小河川及び排水路の整備を進める。【再掲】 <p>○市民、行政、関係機関が連携した防災・減災体制及び危機管理体制の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災訓練や自主防災組織の設置・育成などによる地域防災力を向上する。【再掲】 府内体制の充実や関係機関との連携を密にする。【再掲】 <p>○施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 商業施設などが集積した便利で魅力ある空間の形成を目指し、だれもが買い物しやすい環境づくりに努める。 市民とともに魅力的な観光地をつくり、市民にも観光客にも癒しとやすらぎを提供し、「ひとやすみ」できるまちづくりを目指す。 <p>○道路網の整備・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 市の産業活力軸となる広域幹線道路や都市の骨格を形成する幹線道路の整備を促進する。【再掲】 集落間や主要道路との接続道路の整備を進め、道路ネットワークの強化に努める。【再掲】 橋梁などインフラの耐震化を進める。【再掲】 	

主な事業
内水排除対策等促進事業（建設政策推進室）【再掲】
河川改修事業（都市整備課）【再掲】
排水路整備事業（都市整備課）【再掲】
防災・減災・危機管理事業（安心まちづくり室）【再掲】
都市計画推進事業（計画交通課）【再掲】
幹線道路整備促進事業（建設政策推進室）【再掲】
幹線道路整備事業（都市整備課）【再掲】
道路改良事業（都市整備課）【再掲】
舗装維持修繕事業（施設管理課）【再掲】

主な事業の補足事項

計画期間内に実施する市の国土強靭化に資する主な事業箇所等
防災・減災・危機管理事業（安心まちづくり室） <ul style="list-style-type: none">・避難所運営訓練の実施・自主防災組織設立啓発・ハザードマップ整備、更新・防災広場整備事業（安心まちづくり室）
幼稚園・保育所再編整備事業（保育幼稚園課） <ul style="list-style-type: none">・大住幼稚園改築・こども園化・田辺東幼稚園閉園・南山保育所閉園・田辺幼稚園休園・松井ヶ丘幼稚園を大住こども園に統合・草内保育所を新設こども園に統合・薪幼稚園こども園化
民間保育園等整備事業（保育幼稚園課） <ul style="list-style-type: none">・南部幼保連携型認定こども園施設整備費補助・草内地区幼保連携型認定こども園施設整備費補助
住宅耐震化等促進事業（開発指導課） (住宅・建築物安全ストック形成事業) <ul style="list-style-type: none">・木造住宅耐震診断士派遣事業・木造住宅耐震改修費補助事業・木造住宅簡易耐震改修費補助事業・木造住宅耐震シェルター設置費補助事業・がけ地近接等危険住宅移転事業・住宅等土砂災害対策改修支援事業
空家等対策事業（開発指導課） <ul style="list-style-type: none">・空家等の改修等に関する補助事業・空家等の除却等に関する補助事業
市営住宅長寿命化改修等事業（開発指導課） <ul style="list-style-type: none">・市営住宅長寿命化計画に記載されている改修等事業
文化施設整備事業（都市みらい課・文化・スポーツ振興課・社会教育課） <ul style="list-style-type: none">・複合型公共施設の整備
田辺北地区新市街地整備促進事業（都市みらい課） <ul style="list-style-type: none">・（仮称）田辺北地区土地区画整理事業・複合型公共施設の整備（再掲）・コンパクトシティの推進（多様な都市機能の集積）
新田辺駅東地区まちづくり促進事業（都市みらい課） <ul style="list-style-type: none">・都市計画道路新田辺草内線整備事業（駅前広場含む）

- ・建築物のリニューアル

道路改良事業（都市整備課）

- ・市道東興戸線（草内）
- ・市道興戸三山木線（興戸～三山木）
- ・市道河原浜新田線（河原）
- ・市道山手幹線（大住）

舗装維持修繕事業（施設管理課）

- ・1級・2級市道 松井山手東線他（L=53.8km）
- ・その他市道 新田辺東1号線他（L=354.9km）

バリアフリー化推進事業（都市整備課）

- ・JR 京田辺駅・近鉄新田辺駅周辺の市道（田辺中央）
- ・松井山手駅周辺の市道（山手中央）

橋梁長寿命化修繕・耐震補強事業（施設管理課・都市整備課）

- ・橋梁長寿命化修繕事業（N=218橋）
- ・橋梁耐震補強事業（京田辺市内一円）

内水排除対策等促進事業（都市整備課）

- ・新西浜放水路整備事業

河川改修事業（都市整備課）

—吉原川

- ・遠藤川

排水路整備事業（都市整備課）

- ・興戸地区内排水路（興戸）
- ・田辺北排水路（田辺）
- ・草内地区内排水路（草内）

幹線道路整備事業（都市整備課）

- ・都市計画道路大住草内線（大住～草内）

公共下水道整備事業（下水道課）

- ・未整備地区解消に向けた取組（大住地区他2箇所）

下水道施設のストックマネジメント事業（下水道課）

- ・老朽化した下水道施設の点検・調査業務（市内全域）
- ・老朽化した下水道施設の改築・更新工事

消防体制検討事業

- ・消防体制の調査研究を行い、基本計画策定

消防団育成・強化事業

- ・消防団員数充足率の向上
- ・各種訓練及び入団促進活動
- ・小型動力ポンプ付積載車更新

消防資機材充実事業

- ・各種資機材の購入

消防車両購入事業

- ・現有車両保有台数の維持、更新計画による車両購入

- ・消防ポンプ自動車更新

- ・高規格救急自動車更新

消防指令システム共同化事業

- ・デジタル無線、高機能通信指令システム部分更新

- ・指令台 I P 化

防火防災啓発事業

- ・防火意識の啓発、広報誌への掲載

- ・防火査察の実施

- ・住宅用火災警報器設置促進

- ・事業所の防火管理体制強化（自衛消防隊訓練大会開催）

防火意識啓発事業

- ・防火査察の実施

- ・予防広報の実施

- ・各種訓練実施

消防職員技能向上事業

- ・救急救命士養成

- ・各種資格取得及び技能講習等の受講

応急手当普及啓発事業

- ・普通救命講習会の開催

- ・上級救命講習会の開催

※今後の国の公共事業予算や進捗状況等に応じて変更する可能性がある

4 国土強靭化に向けた取組み

（1） 国土強靭化の推進に向けた分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」ごとに行った脆弱性評価の結果をもとに、これを回避するための取り組むべき施策を検討した。

取り組むべき施策については、第4次総合計画まちづくりプランの施策体系である6つの分野を設定する。

（2） 設定する分野（第4次総合計画まちづくりプラン施策体系）

- ① <安全・安心> 安全で心安らぐ優しいまち
- ② <緑> 緑に包まれた美しいまち
- ③ <健康> いきいき健康で明るいまち
- ④ <文化・教育> 子育てしやすく未来を育む文化薫るまち
- ⑤ <田園都市> 活力にみちた便利で快適なまち
- ⑥ <市民協働・行政財政運営> まちづくりプランの推進のために

（3） 各分野の強靭化に向けた取組み

「起きてはならない最悪の事態」と施策分野（第4次総合計画まちづくりプラン施策体系）との関係（次表のとおり）

「起きてはならない最悪の事態」と施策分野との関係

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		施策分野					
		(1)安心・安全					
		(1)1	(1)2	(1)3	(1)4	(1)5	(1)6
		防災・減災	消防	治水	交通安全・防犯・消費生活	平和・友好交流	人権尊重・男女共同参画
1-1	火災や建築物倒壊等による多数の死傷者の発生	○	○				
1-2	洪水、土砂災害等による多数の死傷者の発生	○	○	○			
1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	○	○	○			
1-4	災害対応の遅延等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	○	○				
2-1	被災地における食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	○					
2-2	長期にわたる孤立集落等の発生	○	○	○			
2-3	警察・消防・自衛隊等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足	○	○				
2-4	救助・救急・医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	○					
2-5	医療施設及び医療関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	○					
2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	○					
3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化				○		
3-2	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	○	○				
4-1	電力供給停止による情報通信の麻痺・長期停止	○					
4-2	災害時に活用する情報サービスの機能停止による情報の収集・伝達の遅れ	○	○				
5-1	サプライチェーンの寸断等による農業・産業の生産力の低下						
6-1	電気・ガス等のエネルギー供給の停止	○					
6-2	上下水道施設等の長期間にわたる供給停止	○					
6-3	地域交通インフラの長期間にわたる機能停止	○			○		
7-1	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	○					
7-2	ため池・ダム・防災施設等の損壊・機能不全による二次災害	○		○			
7-3	有害物質の大規模拡散・流出	○					
7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大						
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興の大幅な遅れ						
8-2	復旧・復興を担う体制等（専門家、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	○	○				
8-3	地域コミュニティの崩壊、治安悪化等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	○	○			○	○
8-4	高速道路等の基幹インフラの損壊により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	○					
8-5	液状化現象や地盤沈下等による広域かつ長期にわたる浸水被害の発生により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	○		○			

	施策分野										
	(2)緑			(3)健康					(4)文化・教育		
	(2)1	(2)2	(2)3	(3)1	(3)2	(3)3	(3)4	(3)5	(4)1	(4)2	(4)3
	自然環境・都市緑化	都市景観・生活環境	地球温暖化対策・循環型社会	健康づくり	地域福祉	高齢者福祉	障害者福祉	社会保障	こども・子育て	就学前～小・中学校教育	社会教育
1-1									○		
1-2											
1-3											
1-4											
2-1											
2-2			○								
2-3									○		
2-4			○								
2-5				○				○	○		
2-6			○	○						○	
3-1											
3-2			○								
4-1			○								
4-2											
5-1											
6-1			○								
6-2											
6-3											
7-1										○	
7-2											
7-3		○									
7-4											
8-1			○								
8-2					○	○					
8-3	○				○	○	○		○	○	○
8-4											
8-5											

	施策分野								
	(4)文化・教育		(5)田園都市				(6)市民協働・行財政運営		
	(4)4	(4)5	(5)1	(5)2	(5)3	(5)4	(6)1	(6)2	(6)3
	文化振興	スポーツ振興	土地利用・市街地整備	道路・公共交通	都市環境	産業	情報発信・参画協働・コミュニティ活動の推進	交流・連携の推進	持続可能な行財政運営の推進
1-1					○				
1-2									
1-3									
1-4				○					
2-1				○	○				
2-2				○	○				
2-3					○				
2-4				○					
2-5				○					
2-6				○	○				
3-1				○					
3-2	○						○	○	
4-1				○					
4-2				○			○		
5-1			○	○		○			
6-1				○					
6-2				○	○				
6-3			○	○	○				
7-1				○	○				
7-2				○					
7-3				○	○				
7-4				○		○			
8-1				○					
8-2							○		
8-3		○					○		
8-4				○					
8-5			○	○					

第4章 計画の推進・見直し

本計画は、第4次京田辺市総合計画と連携し、今後の社会情勢や施策の進捗状況、目標の達成状況を踏まえ、基本構想の12年後の市の都市像を見据えて、まちづくりプランにあわせ概ね4年ごとに見直しを実施する。

○計画の見直し周期

年 度	令 和											
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
第4次 総合計画 まちづくり プラン	基本構想(12年)											
国土強靭化 地域計画	← 計画期間 →										見 直 し	見 直 し
前 期 (4年)	中期 (4年)										見 直 し	見 直 し
後 期 (4年)												
備 考	総合計画の進捗とあわせ、見直しを実施											

○計画の見直し

毎年のように発生する異常気象等による大規模災害の発生や関連する情勢等に伴う国・府の施策などの諸要因を踏まえ、本市の最上位計画である総合計画と整合した指標により、PDCAサイクルを着実に行い、計画の見直しを実施する。

